

令和元年

第3回伊是名村議会定例会会期日程

会 期 8日間

自 令和元年9月17日

至 令和元年9月24日

月 日	曜日	会議、休会、その他
9月17日	火	本会議(開会、諸般の報告、行政報告、 一般質問、議案審議)
9月18日	水	本会議(議案審議)
9月19日	木	休会(決算特別委員会)
9月20日	金	休会
9月21日	土	休会
9月22日	日	休会
9月23日	月	休会
9月24日	火	本会議(議案審議、閉会)

(議決結果)

令和元年第3回伊是名村議会定例会議決一覧

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
報告第3号	平成30年度の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	令和元年9月17日	報告
議案第32号	伊是名村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例	〃	原案可決
議案第33号	伊是名村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	〃	原案可決
議案第34号	伊是名村船舶運航事業特別会計条例の一部を改正する条例	〃	原案可決
議案第35号	北部広域市町村圏事務組合規約の変更について	令和元年9月18日	原案可決
議案第36号	令和元年度伊是名村一般会計補正予算(第3号)	〃	原案可決
議案第37号	令和元年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	〃	原案可決
議案第38号	令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	〃	原案可決
議案第39号	令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	〃	原案可決
議案第40号	令和元年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)	〃	原案可決
議案第41号	令和元年度伊是名村育英事業特別会計補正予算(第1号)	〃	原案可決
議案第42号	物品購入契約の締結について	〃	原案可決
陳情第1号	県産品の優先使用について(要請)	〃	採択

認 第 1 号	平成30年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について	令和元年 9月24日	認 定
認 第 2 号	平成30年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	令和元年 9月24日	認 定
認 第 3 号	平成30年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	認 定
認 第 4 号	平成30年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	認 定
認 第 5 号	平成30年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	認 定
認 第 6 号	平成30年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	認 定
認 第 7 号	平成30年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	認 定
認 第 8 号	平成30年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	認 定

令和元年第3回伊是名村議会定例会会議録 第1号					
招集年月日	令和元年9月17日				
招集の場所	伊是名村議会議事堂				
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和元年9月17日	10時27分	議長	宮城安志
	散会	令和元年9月17日	16時08分	議長	宮城安志

議員の出席及び欠席

出席10名 欠席0名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川秀和	出席	8	前田清	出席
2	宮城義秀	〃	9	東江克伸	〃
3	仲田正務	〃	10	潮平そのみ	〃
5	東江清和	〃	11	宮城安志	〃
6	東江源也	〃			
7	伊禮正徳	〃			

会議録署名議員

6番	東江源也	7番	伊禮正徳
----	------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	高良和彦	議会事務局主事	久高孝恵
--------	------	---------	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	前田政義	農林水産課長	諸見直也
副村長	奥間守	建設環境課長	末吉長吉
教育長	名嘉正	教育振興課長	濱里篤
総務課長	兼元清永	住民福祉課長	諸見美奈子
会計管理者	前田秀光	商工観光課長	前川栄進
企画政策課長	神田宗秀		

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和元年 9 月 1 7 日

会議録署名議員の指名
会期の決定
諸般の報告
行政報告
議員派遣の件
一般質問
平成 3 0 年度の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
伊是名村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
伊是名村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
伊是名村船舶運航事業特別会計条例の一部を改正する条例

令和元年第3回伊是名村議会定例会議事日程（第1号）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

令和元年9月17日（火）

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		議員派遣の件
6		一般質問
7	報告第3号	平成30年度の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
8	議案第32号	伊是名村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
9	議案第33号	伊是名村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
10	議案第34号	伊是名村船舶運航事業特別会計条例の一部を改正する条例

令和元年第3回伊是名村議会定例会一般質問通告書（総括）

質問者	質問事項	質問の相手
伊禮正徳	1. 防災対策の取り組みについて 2. 集中豪雨による土砂災害ヶ所の対処について	村長
仲田正務	赤崎海浜の景観対策について	村長
潮平そのみ	チヂン山の展望台について	村長
東江源也	1. 村内公衆トイレの洋式化について 2. アハシチの浜整備について	村長
東江克伸	海の赤土汚染について	村長
宮城義秀	区長委託料の増額改定について	村長
前田清	具志川島土地利用について	村長

議長（宮城安志）

ただいまから令和元年第3回伊是名村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10人です。

これから本日の会議を開きます。 （午前10時27分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番東江源也議員、及び7番伊禮正徳議員を指名します。

日程第2

会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会は、本日9月17日から9月24日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日9月17日から9月24日までの8日間に決定いたしました。

本日、9月17日午後の一般質問には、伊是名中学校3年生9名が傍聴に来ますので、よろしく願いいたします。

なお、会期中の会議予定等は、お手元に配付の会期日程表のとおりであります。

日程第3

諸般の報告を行います。令和元年6月1日から8月31日までの諸般の報告を行います。報告書を配付しておりますので、要点だけを朗読し、報告といたします。

6月5日（水）、伊平屋・伊是名架橋建設推進協議会理事会が伊平屋村に於いて開催され参加いたしました。

6月6日（木）、県議会文教厚生委員会（狩俣信子委員長）委員8



名が伊是名村を訪れ、懇親会に議員共々参加いたしました。

6月12日（水）、令和元年第2回定例会招集され12日から13日の2日の会期で、報告2件・承認3件・議案4件が提出され議員各位及び執行部の協力の下、無事原案のとおり可決終了致しました。

6月20日（木）、伊平屋・伊是名架橋建設促進協議会総会が伊是名村産業支援センターで行われ全議員が参加致しました。

6月23日（日）、令和元年度第50回伊是名村戦没者慰霊祭が挙行され、追悼のことばを申し述べ、御霊(みたま)のご冥福をお祈り致しました。

6月30日（日）、第18回幼・小・中合同運動会が小学校で行われ、職域リレーに議会チームが参加しました。

7月1日（月）、伊是名村村政施行80周年記念式典・祝賀会に参加、お祝いのことばを述べました。

7月8日（月）、北部市町村議会議員・事務局職員研修会が宜野座村で行われ、北部12市町村の議会議員及び事務局職員が研修会とスポーツレクを行いました。研修会に於いて学校法人日本体育大学学長具志堅幸司氏より講話が有り、北部広域圏事務組合と日体大とのスポーツ振興連携協定を遠慮無く利用して下さいとありました。

7月13日（土）、議会議員の交流事業として伊平屋村まつりのハーリー大会に全議員で参加しました。

7月30日（火）、令和元年第2回伊是名村議会臨時会開催され、議案5件が提出され議員各位及び執行部の協力の下、無事原案のとおり可決終了致しました。

8月20日（火）、令和元年第1回伊是名村こども議会、これは10月24日開催する予定です。それにあたり、事前指導を産業支援センターで行いました。

8月22日（木）、「伊平屋空港建設」「伊平屋・伊是名架橋建設早期実現」に関する要請活動を副議長共々、上原国定沖縄県土木建築部長に行いました。

8月23日（金）、第54回北部広域圏事務組合定例会及び北部基

幹病院に関する意見交換会が開催され参加いたしました。

次に、村監査委員から地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定に基づき、令和元年 4 月分から 6 月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されております。

また、土地開発公社から地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づき、平成 3 0 年度事業報告及び決算報告書が提出されております。  
以上で、諸般の報告を終わります。

#### 日程第 4

行政報告を行います。村長から行政報告の申し出があります。これを許します。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは、行政報告を致す前に一言ご挨拶を申し上げます。

第 3 回伊是名村議会定例議会を招集しましたところ、全員お揃いでご参集いただきまして、誠に有難うございました。

去った 8 月 3 日から 4 日にかけて第 2 0 回伊是名尚円王まつりを開催しましたが、議員各位はじめ、多くの皆さんがまつりに参加していただきまして、大変有難うございました。

また、宮腰前沖縄担当大臣がお越しの際は、その受け入れについても議員各位をはじめ、多くの関係者が参加をしていただきまして、有難うございました。

なお、ご承知のとおり、後任の担当大臣には大分県出身の衛藤晟一新大臣が就任されております。私たちの懸案であります架橋建設についても、新しい大臣にこれから要請をしてまいりたいと考えております。

本定例会には、報告 1 件と条例一部改正が 3 件、その他 1 件、補正予算が 6 件、契約が 1 件、平成 3 0 年度の決算が 8 件、合計 2 0 件上程をいたしております。どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、令和元年 6 月 1 日から令和元年 8 月 3 1 日までの行政報告を申し上げます。

なお、詳細については、お手元の報告書のとおりでありますので、

主な点だけ読み上げて報告をしたいと思えます。

6月3日（月曜日）、北部市町村会総会が行われ、それに出席をいたしました。

また、沖縄総合事務局開発建設部と北部12市町村との行政懇談会があり、その中において本村からは伊平屋・伊是名架橋建設促進について、公共工事に係る工事費増額配分について、並びに令和2年度以降の沖縄振興予算満額確保についての支援方をお願いいたしております。

4日（火曜日）、高江洲昌幸県市町村課長が来訪しまして、臨時職員に関する条例等の整備要請を受け入れております。これはご承知のとおり、任用職員制度の導入手続きが始まるということで、県においては、9月定例議会に上程する予定であるというふうに伺っております。

なお、本村は12月定例議会を目途にしていま準備を進めているところであります。

5日（水曜日）、伊平屋・伊是名架橋建設促進協議会理事会が伊平屋村役場において行われました。令和元年度伊是名村学力向上推進委員会総会があり、出席をいたしました。

2ページをお願いします。6日（木曜日）、県議会文教厚生委員会の狩俣信子委員長他一行が来訪しまして、翌日7日（金曜日）に県議会文教厚生委員会と伊是名村との意見交換会を行いました。

本村からは、伊平屋・伊是名架橋の早期実現について。沖縄振興予算の拡充について。北部地域における基幹病院の整備について。離島患者等支援事業補助金について。離島出身高校生の修学支援について要望いたしております。

それから9日（日曜日）、フェリーいぜな尚円中間検査ドックが6月9日から6月24日の予定で出発をいたしております。

次に3ページ、12日（水曜日）、令和元年第2回定例議会が招集されまして、会期は、6月12日から6月13日、2日間でありました。

それから20日（木曜日）、令和元年度沖縄県消防指令センターと村消防団との意見交換会があり、その中において天久久志情報政策管理官、大城侑馬司令官が来訪しまして、懇談会を行っております。

なお、同日、伊平屋・伊是名架橋建設促進協議会総会が行われました。

次、4ページお願いします。23日（日曜日）、第50回伊是名村戦没者慰霊祭が挙行されました。

24日（月曜日）、フェリーいぜな尚円航海安全祈願祭を行っております。

それから仲田港屋根付き便利施設（荷捌場）建築場所確認をするため、検討会議がもたれました。その中において、現場にて検討した結果、現施設に接続して建築する案を県に要請することで意見一致いたしました。

26日（水曜日）、沖縄タイムス本社を訪問いたしまして、いぜな88トライアスロン大会並びに尚円王マラソン大会の開催についての協力要請をいたしております。

5ページお願いします。同日、伊是名漁協令和元年度通常総会が開催されましたが、それには副村長が出席をいたしております。

30日（日曜日）、令和元年度幼小中合同運動会が開催されました。

7月1日（月曜日）、伊是名村村政施行80周年記念歌碑建立除幕式が14時から旧小学校跡西側にご存じのとおり「ゑにしあらば またも来てみん伊是名島 田の面につづく松の村だち」の歌碑建立をいたしました。

また、15時から産業支援センターホールで伊是名村村政施行80周年記念式典を行っております。

6ページお願いします。2日（火曜日）、沖縄地域医療センター崎原永作センター長が来訪しまして、地域医療情報交換を行っております。

4日（木曜日）、北部病院久貝忠雄院長が来訪しました。

その中において、県知事あての要望をいたしております。内容とし

ましては、伊是名診療所医師住宅の改築並びに看護師住宅の建築についてお願いいたしております。

診療所については、築28年、住宅については42年、かなり老朽化している状況も説明をし、現場もご覧になっていただきました。

口頭ではありますが、医師並びに看護師は24時間態勢で村民の健康を守っており、体や心の休まる間もない状況である。従いまして、研修機会等計画的に実施し、心身のケアを図る上で、医師並びに看護師の待遇改善を図っていただきたいというふうをお願いをいたしております。

玉城佳卓北部農林土木事務所所長が来訪いたしました。

また同日、長嶺豊県農林水産部長が来訪しまして、翌日、5日（金曜日）には伊是名村さとうきび増産計画プロジェクト会議がJA伊是名支店3階会議室で行われております。

8日（月曜日）、教育支部懇談会が7月8日から7月10日にかけて行われております。

8ページをお願いします。23日（火曜日）、第1回沖縄県過疎地域活性化研究会が自治会館で行われまして、出席をいたしました。

26日（金曜日）、令和元年度第1回沖縄県介護保険広域連合運営会議が開かれ、出席をいたしました。

31日（水曜日）、令和元年度県産品優先使用要請行動団玉那覇美佐子団長他一行が来訪しまして、要請を受けております。

8月2日（金曜日）、大城賢吾沖縄県映像制作チームが取材のため来訪いたしました。これは主に村政施行80周年記念特別番組として沖縄テレビが制作をし、それを放映する予定であります。

なお、放映もいたしております。ご覧になったと思いますが、素晴らしい内容だったというふうに思っております。

3日（土曜日）、第20回いぜな尚円王まつり、4日、同じく2日目も行われ、天候が心配されましたが、無事2日間、終了することができました。

19日（月曜日）、松堂徳彦本部警察署副署長が来訪しまして、大

規模災害発生時における自治体の役割についての説明を受けております。

次、10ページをお願いします。21日（水曜日）、北部広域市町村圏事務組合理事会が行われ、出席をいたしました。

まず一つ目に議題として基幹病院に関する意見交換会を行っております。その中におきまして、ぜひこれは整備をしなければいけない課題であるということで12市町村長がそれを確認し、県に整備をするよう要請するということが意見が一致し、要請することになりました。

22日（木曜日）、上原国定県土建部長に要請活動を行っております。これは伊平屋村、伊是名村両村揃って行っております。

まず1つ目に、伊平屋空港整備について。2つ目に、伊平屋・伊是名架橋建設についてを要望いたしております。

23日（金曜日）、第17回JA沖縄伊是名支店事業報告会並びに感謝の集いが行われ、出席をいたしました。

26日（月曜日）、北部市町村会が行われ、出席をいたしております。その中において私の方からも強くこれまで12市町村はやんばるを一つだという合言葉で進めておりましたが、こと基幹病院に関しては、やんばるはまだまだ一つにはなっていないと、バラバラであると。ぜひこれをまとめて北部市町村会長、それから広域圏理事会理事長お二人で先頭に立ってまとめてもらいたいということで二人で頑張って、それをまとめて県に要望することといたしました。

11ページをお願いします。27日（火曜日）、北部市町村会総会があり、出席をいたしました。

また終了後、県土建部と北部12市町村との行政懇談会があり、その中で本村からは4点要望いたしました。

まず1点目に公共建設工事費に係る配分額の増額について。2点目に仲田港静穏度対策について。3点目に県道仲田・伊是名線沿道に琉球松を植栽してもらいたい。4点目に伊平屋・伊是名架橋建設について。以上、4点について要望いたしました。

28日（水曜日）、北部市町村会の北海道視察研修が行われ、8月28日から8月31日まで視察研修を行っております。

内容としましては、奄美・やんばる世界自然遺産登録について、いま取り組んでおりますが、それについての勉強会視察を行って、北海道の知床自然遺産現地視察研修等を行っております。

以上が、令和元年6月1日から令和元年8月31日までの行政報告であります。

なお、詳細につきましては、お手元の報告書のとおりでございます。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

日程第5

議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。これより全議員による村内視察を行いたいと思ます。

さらに、お手元に配付した別紙研修会に全議員を派遣したいと思ます。

しかしながら、いいなまつりの派遣については、検討中であるということで保留にいたします。それでよろしいでしょうか。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、これから全議員による村内視察を行うことに決定いたしました。

また、別紙研修会に全議員を派遣することについては、一つ、いいなまつりについては、まだ検討中であると。他については、派遣することに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午後 1時40分

議長（宮城安志）

休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程第 6

一般質問を行います。7名の議員が一般質問通告を行っております。順次、発言を許します。7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

1. 防災対策の取り組みについて。近年、全国各地に被害をもたらす、未曾有の大規模自然災害は県内や村にも何時、発生し被害を受けるか予測できません。

万一発生した場合、村民、観光団には避難長期化を強いられることが予想されます。以下の件は想定外災害事態に備えるべき、最も急務な対策だと思います。

①各避難所の食糧備蓄用（屋内外）倉庫の整備。

②各避難所の人数相当分、食糧供給計画に基づく食糧飲料水等の備蓄。資器材など避難生活必要備品の完備。

③全村民を対象とした防災避難訓練を定期的に実施する計画。

以上3点について、村長の見解を伺います。

2. 集中豪雨による土砂災害ヶ所の対処について。昨年6月、島で発生した集中豪雨は村内各地で大きな被害を受けています。その一つに伊是名診療所、歯科診療所西裏側のアーガ山斜面が土砂崩れ地滑りが起きているが、崩落寸前で二次災害を防ぐ応急処置もされていない現状である。両医療機関施設への二次被害が大変懸念されます。

その後、調査対策はされたのか、復旧の目途について、村長の見解を伺います。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

伊礼正徳議員の質問にお答えします。

まず、1点目に各避難所の食糧備蓄用（屋内外）倉庫の整備について災害に備えて事前に対策を講じることは、これまでに発生した各地の災害状況をとおして非常に重要な課題であると、認識致しております。その対策の1つとして、備蓄倉庫を整備することは、災害に備えての



食料品、生活必需品、資器材などを備蓄することを可能とし、また、インフラが復旧して、日常生活に戻るまでの間、最低限度の生活を送ることができる事から、早急な整備が必要であると考えます。整備にあたっては、大きさや設置場所の検討を行いながら補助事業で整備している前例もあることから早めに対応してまいります。

2点目に各避難所の人数相当分、食糧供給計画に基づく食糧、飲料水等の備蓄資器材など避難生活必要備品の完備について

平成29年3月策定の伊是名村地域防災計画の中で、給水計画、食糧供給計画及び生活必需品供給計画等があり、その計画を踏まえ、備蓄目標の設定を行うこととなります。その詳細については、担当課長から答弁させることとします。

3点目に全村民を対象とした防災避難訓練を定期的実施する計画について

災害発生時に、策定した防災計画やマニュアルどおりに、避難がしっかりとできるかは、事前の訓練が繰り返し行われたかによって対応の在り方が大きく左右されるもの思われます。したがって、住民の安全を確保する上でも訓練を通して避難経路や場所を確認し、いざというときにはスムーズに避難ができる体制づくりは非常に重要であります。

よって、避難訓練は定期的実施していくこととし、本年度は沖縄県広域地震・津波避難訓練に併せて、訓練が実施できるように取り組んでまいります。

次に、2点目の集中豪雨による土砂災害ヶ所の対処についてお答えいたします。

ご承知のとおり、昨年6月上旬から中旬にかけて梅雨前線や台風6号の影響により、本村観測史上初となる48時間雨量が500ミリを超え、1時間最大雨量も84ミリと大雨となりました。

それまで干ばつ状態で貯水率の低かったダムや溜め池も満水状態となり、ひとまず安堵する一方、集落内では排水路等が氾濫し、床下、床上浸水などの被害があり、ほ場では表土の浸食、道路等では法面の

崩落など、数カ所災害が発生してしまいました。

最大瞬間風速30メートルを超える突風により、JAのライスセンターや園芸施設も大きな被害を受けました。

ご質問の伊是名診療所及び歯科診療所裏側の斜面についても同じく法面の一部崩落が見られ、そのため建物に被害が及ばないよう、応急対策として崩落の一因と思われるモクマオウ巨木の伐採と、土砂の撤去を役場職員を中心に行っております。

これまでも何度か役場職員等による草刈り美化作業と併せて、成長の早いモクマオウなどの伐採を行ってきております。今後の対策としては、関係する部署で検討中ではありますが、現場は急斜面であり、機械の進入口や作業範囲が広範囲であるということも考慮すると、かなり莫大な費用が予想されます。

このことから該当する補助事業メニューがないかどうか調査検討してまいりたいと考えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

1点目の各計画に基づく備蓄についてお答えいたします。

はじめに給水計画において、被災者に対する給水量は必要最低限度の生活が維持できる量を一人一日3リットルを基本としていることから、一日分を備蓄し、給水車や応急給水拠点による応急給水が開始されるまでの間の必要な飲料水を確保することになっております。

また、食料品については、村人口の20分の1の3日分を備蓄目標としております。

食糧供給計画では、食糧供給のための調達、炊き出し及び配給等について定められ、炊き出しを実施する場合、災害発生時から7日以内、供給する場合は現物をもって3日以内の食糧を支給する計画であります。

生活必需品供給計画においては、衣料品及び寝具など、生活必需品

の調達及び貸与に関することが定められ、その主な物資については寝具、衣類、身の回り品、炊事用品、日用品などであります。よって、それらの物資の備蓄が必要になるかと思えます。

本村では、令和3年度までの防災対策の主な取り組みとして、料品をはじめ、生活物資等の備蓄を掲げていることから、早急に取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

それでは再質問に入ります。今回、数カ月前から防災関係の質問を行うことで調査している最中、ご承知のとおり、全国各地に容赦なく襲来する台風など、自然災害は異常な気象とも言えます。

熊本の3年前の地震や九州北部地区の洪水など、先の台風15号による千葉県の被害はまだ大規模停電が続き、不自由な生活が強いられています。

また、非常食物資などの供給不足など、甚大な被害となっています。被災された方々のお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を心から願っているところであります。

このような予想だにしない被害には、行政の対策や対応、完備など大きな課題となり、指摘が報道されています。

我が村においては、迅速かつ対応に努め、災害に強い村づくりに取り組むべきだと思い、これから再質問の方に入りたいと思えます。

まず、①避難所の食糧備蓄倉庫の整備についてですが、現在、私が質問している要旨は倉庫なんです、防災担当の総務課長、今回、避難所は伊是名村には何カ所でしょうか、お願いします。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

避難所としまして、災害時は、各字公民館5カ所、大規模災害時の

場合は伊是名小学校、伊是名中学校、臨海ふれあい公園体育館、伊是名村産業支援センターの4カ所となっております。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

避難所に備蓄倉庫はできないという質問の要旨であります。

先程計画を述べられていましたが、この計画は人口の20分の1とか、いろいろあります。そうしましたら、約600食しかありません。これもわずか3日間ということになります。私が提言するのは、いま言われた避難所、例えば産業支援センター、各公民館、小学校、中学校、備蓄倉庫、あと4～5年で完備はするという会議等の様子ではありますが、そのような体制で、その間、災害がないとは言えないと思います。来年、再来年と言わず、即完備すべきではなかろうかと思って質問していますけれども、計画に基づいて計画どおりにするという考えであるのかどうか、再度確認します。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

お答えします。災害の対処ということで至急しないといけないというのがありますけれども、先程村長から申し上げたように大きさ、あるいは場所とか、そういったものを検討しながら早くできたらいいなと思っております。

それと補助事業がある間にやっていきたいと思っております。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

例えば、各集落の公民館、そして小学校、中学校、産業支援センターは、いま自主避難所として使われて、あと公民館も使われていますが、台風の場合は一日ぐらいで避難解除されます。それが長期化すると一週間とか予想できない状況であります。各市町村の倉庫を確認してみ

ました。防災担当課長としても調査はされていると思います。伊是名村が全くされてない。離島はましてやとても重要なことだと思っております。

一日も早い倉庫の整備にあたってほしいと思いますが、最近、琉球大学がコンテナ式の防災用備蓄を開発され、大きく報道されました。太陽光パネル、自家発電式で各市町村の避難所にも活用してほしいということでした。これも国のエネルギー基盤研究事業、補助事業を活用して開発されたものであります。こういった情報は聞いていますでしょうか、お願いします。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

新聞報道で拝見しております。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

この記事なんですけど、耐水性や断熱性に優れ、備蓄を長期保存できる。当倉庫で100人分の食料と水が3日分確保できるものであります。自家発電機能により、携帯電話等、テレビや電気も設置されているものだそうです。これをぜひ各市町村で活用してほしいということが大々的に報道されております。

ですから、いまだどれぐらいの規模かということで、執行部の皆さん悩んでいるみたいですけども、人口が約1,450名ぐらいです。それが全部が全部避難するということではなかろうかと思うんですけど、万一1,000名とか、そういった規模になるということになると、それ以上の備蓄はどうしても必要かと思われま。

いま村内にインフラ、あるいは港など、全島が災害に襲われたと想定しての倉庫となりますので、これを考えた場合は、伊是名村の各施設にはこのコンテナが約6基、7基が必要だと。ちなみにお隣の伊江村を参考にした場合は、8基、9基ぐらい設備もされていることはご

承知でしょうか、確認します。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

お答えします。伊江村の方では、平成26年度に県の一括交付金を活用して、いまおっしゃったように7基整備したことは確認しております。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

このように他の市町村も参考にしてみても、ぜひ補助事業等調査してもらって、ぜひ早めに設置を願っております。

次、2番目の食糧の備蓄なんですけれども、これは1番と2番は1番ができなければ2番が厳しい状況となります。同時にしなければいけない状況であります。しかし、各避難所の倉庫というのは、室内に設置されている場合もあります。ある一部の空間などを倉庫がわりに改装したりしてやっている部分もあります。あるいはまた建物の軒下などを改装して、倉庫を造ったりして備蓄倉庫に使われている方法もあつたりします。

島の場合、この5カ所にはそういった考えはないかどうか確認したいと思います。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

各施設において、そういう備蓄に対応できるような箇所があれば、ぜひ対応していきたいと思っております。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

そうすることによって食糧、あるいは備品等々が保管できるという

ことでもありますので、2番の件はそれと同時に検討していただきたいと思いをします。

次3番、避難訓練についてです。3年前の29年9月2日に防災訓練が行われています。その後、私は毎年あるかなと思っておりましてけれども、村長のいま答弁では今年も、これからもやっていくということでありましたので、ぜひこれは必要不可欠だと思います。

一日も早く避難訓練等、いろんな想定した避難訓練はありますので、毎年防災の日は9月1日になっていますので、それ以外の日も設定しながら村民の防災意識を高めて防災訓練をやっていただきたいと思っております。

ちなみに先程、今年の予定を聞きましたけれども、いつ頃の予定なんでしょうか、お聞きします。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

お答えします。今年は、県の訓練実施の時期が令和元年11月5日、これは普段の日で火曜日になっております。あとこの日できない場合には、また各自治体の裁量でやるということになっていますので、この辺りになるのかなと思っております。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

計画の中にも防災訓練は時期を見計らって適当な時期に行うということが書かれているはずですので、村民カレンダー等々にもちゃんと掲載できるような形で、年度始まる前に村民には知らせるような体制で訓練の日を設定させていただきたいと思っておりますので、お願いします。1番の件に関しては以上です。

質問2に入ります。まず、先程村長の答弁の中で去年の情報は聞いて、被害を受けている箇所も把握されていることだと思っておりますが、私はこの場所に関しては、再三の要望等も行ってきていますが、1年3

カ月経っているいま木の伐開とか、応急措置はされたと言っています。しかし、現場の土砂の崩れかけているところは全く手がつけられないという先程の現場の方でも説明がありました。

そのような状況で、そのまましておく、万が一同じような集中豪雨等々が発生した場合、二次災害に繋がるような危険性の認識、考えられないでしょうか。回答をお願いします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、諸見直也君。

農林水産課長（諸見直也君）

お答えします。先程現場の方も一緒に立ち会って見ております。その前に現場の斜面も登って確認はしております。その中で亀裂とかは見受けられることはなくて、先程、村長も答弁ありましたけども、主に巨木が大雨と突風にさらされて倒木があったせいで崩落したのではないかと推測はしております。

但し、いま議員がおっしゃるように二次災害が発生しないように、今後調査を入れて、そういった原因がないかどうか検討していくということでいま考えております。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

当時、その日、災害対策本部が設置されたと思います。総務課長、災害対策本部を統括する立場上、災害対策本部が各字、勢理客とか、伊是名の方に集中されたと思うんですけど、このあたりの被害調査は全部報告、記録などはされているんでしょうか伺います。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

そのときの被害の状況については報告は受けております。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。



7 番（伊禮正徳議員）

受けているんでしたら、診療所、あるいは歯科診療所の方には、その旨の状況報告等はされていますか。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

お答えします。歯科診療所の方には、いま状況というのは報告はしておりません。

先程、農林課長からもありましたように応急対策として土砂の撤去とか、そういったものはやりましたけれども、診療所の方に報告はいたしておりません。

議長（宮城安志）

7 番、伊禮正徳議員。

7 番（伊禮正徳議員）

1 年 3 カ月もそのままの状況で、いつ何時、崩落するかわからない。両医院の医師、スタッフはじめ、毎日雨や台風などのときは心配でどうしようもないと、休診をせざるを得ない情報などは聞いてないかどうか。

そして台風時のときはスタッフ休診すると、家族の方は自主避難所へ避難すると、そういう気持ちを踏まえた場合、どのように考えていますか。もう一度伺います。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

当の本人のことを考えますと、私たちも報告がなかったというのは大変申し訳なくお詫び申し上げたいと思います。

議長（宮城安志）

7 番、伊禮正徳議員。

7 番（伊禮正徳議員）

この辺りは、今後ぜひ、特に診療所は私たち村には 1 カ所しかあり

ません。ここに限らず、災害のある箇所、近隣住民の皆様にとのあたりがどうなっているということは何らかの方法で災害箇所、危険箇所等々は知らすべきだと思います。

そして特に両診療所に関しては、早めに今後の体制、そういう形にもって行って対処するとか、そういったこともぜひ伝えてほしいと思いますので、これはお約束できますか、お願いします。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

お答えします。今後は、こういう状況になりましたら逐一施設の方に情報を提供していきたいと思います。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

今日、私の質問と再質問はこれで終了しますが、一日も早い災害に強い村づくりを目指すために、即対処されてもらいますようお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（宮城安志）

これで、伊禮正徳議員の質問は終わりました。

次に、3番仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

皆さん、こんにちは。通告書を読み上げて質問させていただきます。

赤崎海浜の景観対策について。村道崎原線臨海公園側より内花集落向けの（通称）1周道路と呼んでいる道路でございますけれども、平成13年度に道路事業も完了し、村民及び島外の方からも利便性が良く大変喜ばれているところでございます。

しかしながら、臨海公園手前300メートルの間に枯れ木、またネピア草等が生い茂り美しい海の見える景観が損なわれている状況です。

10月20日には、第32回いぜん88トライアスロン大会も控え、

自転車コースにもなっています。選手の皆さんが美しい海を見ながら大会に臨んでもらうためにも早急な対策が必要だと思いますが、村長の見解を伺います。

また、そこには龕屋もあるが、除草等を行う際にその移動及びふれあい民俗館等への展示についての考えはないか併せて伺います。以上、よろしくお願いいたします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

仲田正務議員の赤崎海浜の景観対策等についてお答えします。

まず、第1点目の赤崎海浜については、ご指摘のとおりモクマオウ等の枯れ木やネピア等が繁茂し、景観を損ねていることは承知をしております。

一部民有地もあり、また、潮害防備保安林の指定を受けていることから、村としましてもどうにか手立てできないか模索しているところであります。

特にモクマオウの立ち枯れについては、村内至るところで景観を損ねており、県に相談しましたところ、モクマオウの立ち枯れについては、伐採を行っても特に問題はないという回答を得ておりますので、まずは危険な箇所から順次、伐採を行っているところであります。

ご質問の赤崎海浜については、おっしゃるとおり、来月行われる第32回いぜん88トライアスロン大会のバイクコースになっておりますので、何とか大会に間に合うよう実施をしてみたいと考えております。

2点目の龕屋の龕の保存展示について、お答えいたします。議員のご質問にあります諸見区の龕については、今後、区と協議を行い、保存及び展示に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

詳細につきましては、教育長の方から答弁させることとします。よろしくお願いいたします。

議長（宮城安志）

教育長、名嘉正君。

教育長（名嘉 正君）

仲田議員質問の後段の方の龕のふれあい民俗館での展示についての考えはないかというご質問にお答えいたします。

教育委員会といたしましては、これまで龕保存について取り組んでいるところであります。

去年から今年にかけて字仲田区の龕を調査しております。そこで仲田区の龕を調査しましたところ、保存状況が非常に悪いという状況もあって、今年調査して、その龕を専門家と調整しまして、保存して展示するという方法でいま調整して進めているところでございます。

それからその後、去年から専門の学芸員が字諸見区の龕を調査していますが、その保存状況は仲田区の龕よりは非常にいいと。さらに保管されている建物も、いまの場所はまだまだ大丈夫という報告を受けております。

そういうことで、諸見区の龕については、民俗館も非常に狭いので、2基同時に民俗館で保存展示ができるかどうか検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（宮城安志）

3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

トライアスロン大会までは、約1カ月と短い期間ではありますが、特に枯れ木、ネピア草、早急に対策してもらえればと思います。これはいろいろ事務手続きとか、時間がかかるのでしょうか。その辺、担当よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、諸見直也君。

農林水産課長（諸見直也君）

お答えします。実は、先行してターシの浜一帯のモクマオウの立ち枯れ等については伐採を終えております。

次に計画しているのが仲田港、臨港道路の方に立ち枯れの巨木があ

りまして、その辺がちょっと危険だということで、先にそこを実施し、その経過を見ながら、いまおっしゃる赤崎海浜の方に移っていきたいと思っております。

先程申し上げたようにモクマオウの立ち枯れについては、そういった申請手続きは必要ないんですが、いま言った雑草とか、他の雑木を行う場合には、作業行為届出となるものが必要ということで、大体その許可がおりるのが1週間ぐらいではおられるだろうということで、いま県の方から回答は得ております。以上です。

議長（宮城安志）

3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

いま一週間という期間と言いますと、ネピア草は申請手続きが一週間だと、作業でたぶん私が見た限り、一週間、長くて10日ではできるかなと思います。ぜひ、トライアスロン大会に間に合わせて、選手が気持ちよく大会に臨まれるよう、お願いしたいと思います。

続きまして、龕の件なんですけど、龕は埋葬から火葬へと変わり、約40年の月日が経ちますが、埋葬時の儀式等も民俗館に展示し、村の歴史として残した方がいいと思います。

先程、教育長の答弁がありましたけど、私もちょっと調査したところ、諸見区、内花区、共同で使用していた龕の方が新しいということで、ぜひこの方も形もまだ原形が整ってきれいというふうに聞いておりますので、ぜひ、人間の最期を行った儀式ということで、ぜひふれあい民俗館の方に展示できるようお願い申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（宮城安志）

次に、10番潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

こんにちは。読み上げて質問いたします。チヂン山の展望台について。チヂン山の展望台が老朽化し朽ちて、危険な状態にあります。

チヂン山一帯は、風光明媚で眺望もすばらしく、観光客や修学旅行

生徒も多く散策し展望台で休息し写真を撮ったりする、島を代表する場所だと思います。

そこで、次の2点についてお伺いします。

①展望台は築何年なのか。または耐用年数は何年なのかお伺いします。

②新しく建て替える計画はあるのか伺います。以上、2点お願いします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

潮平そのみ議員のご質問にお答えいたします。ご質問の展望台は、伊是名山森林公園内にあり、公園として積極的利用を図ることを目的に平成2年度から平成3年度にかけて農林水産省の森林業振興特別対策事業を導入し、管理道路、臨海歩道、駐車場、休憩施設、トイレなどを整備して、平成4年4月に開所しております。

1点目の展望台の耐用年数についてであります。現在、築28年となり、耐用年数については、鉄筋コンクリート造のため、38年となります。

2点目の新しく建て替える計画については、耐用年数があと10年ほど残っておりますので、原則2029年までは処分制限期間となり、改築する場合は補助金の返納手続きが必要となってきます。

そのため、村としては修復が可能かどうか調査をし、できるだけ利用者の皆様が安全に利用できるよう努めていきたいと考えております。よろしくお祈りいたします。

議長（宮城安志）

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

まだ耐用年数が38年で築28年と、あと10年ほどありますけれども、この展望台、非常に朽ちて危険な状態、写真何点か私撮っておりますけれども、柱とか、屋根の方が非常に危険な状態であります。修

学旅行生も明日から結構入ってくるものですから、ぜひ何か対策として、いま村長は修復できるかどうかと言っていますけれど、担当課長、建替える計画とか、修復可能なのかどうか、よろしくお願いします。  
議長（宮城安志）

農林水産課長、諸見直也君。

農林水産課長（諸見直也君）

お答えします。建て替え可能かどうかということによろしいでしょうか。先程、村長も申しあげました原則というのがありまして、いまの施設と同等の施設を設置する場合は可能であると。

それから、これまで村が修繕を行ってきてもならない状態になった場合には取り壊しも可能ということでもありますけれども、これまで修繕は行ってきておりません。

この擬木の修繕はいま実施したことがありませんので、専門家の方に現状を見てもらって、それが可能かどうかをした上で、建て替えの検討を判断したいと思います。土台の方はまだしっかりしておりますので、屋根の部分が剥離している状況でありますので、その辺を調査していきたいと思っております。以上です。

議長（宮城安志）

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

私たち島は、観光客数もここ3年ほど非常に伸びてきているんですよ。3,000名余り、3,800名とか、4,000名余り、修学旅行生も平成28年6,300名余り、29年5,500名、30年は7,000名、本当に右肩上がり伸びている状況です。

伊是名島を代表するチヂン山一帯、展望台では観光客や村民もそうですけど、修学旅行生、引率して連れていくには本当に素晴らしい島を代表するところでもありますので、これを見ると、いつ落ちてくるのかなと、とても案内しながらも不安に思っているところでもあります。

ですから、もし修復可能というのでしたら、早めにそういう対策をかけてほしいなと思っています。それはすぐできるのかどうか、課長、

よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

農林水産課長、諸見直也君。

農林水産課長（諸見直也君）

お答えします。いま現状、ちょっとした剥離等については、すぐうちの方でも対応可能かと思えますけれども、修繕に関してはやはり予算が伴うものですから、その辺、予算の担当課の方と調整して、できるだけ修繕が可能であれば、早めに対応していきたいと思っております。以上です。

議長（宮城安志）

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

この展望台に関しては、建て替えする計画はまだみたいでするので、できれば修復、修理の方を早めの対策をお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（宮城安志）

これで、潮平そのみ議員の質問は終わりました。

次に、6番東江源也議員。

6番（東江源也議員）

こんにちは。それでは、質問いたします。質問事項、村内公衆トイレの洋式化について。質問の要旨、村内の公衆トイレの中に和式トイレがあります。ヤドカリなどが入り込みやすく、つまりの原因にもなるようです。

また、利用された観光客などから不便だとも聞きます。洋式トイレにしてはと思いますが、村長の見解をお伺いしたい。

次に、アハシチの浜整備について。本村には尚円王ゆかりに関する史跡等など数々ありますが、金丸が島から最後に旅立ったとされるアハシチの浜には特に何もございません。

金丸の島での歴史完結地だと思いますが、整備してはどうかと思います。村長の見解をお伺いします。以上です。



議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

東江源也議員のご質問にお答えいたします。まず、1点目の村内公衆トイレの洋式化についてお答えいたします。

村内の公衆用トイレについては、利用者が快適に利用できるよう、環境美化に努めているところでございます。

議員ご質問の公衆トイレの洋式化については、利用者の利便性向上を図る上で取り組んでいかなければならないと考えております。

主管課において調査検討させ、今後、財政状況を勘案しながら改修に向け随時取り組んでまいりたいと考えております。

2点目のアハシチの浜整備についてお答えいたします。西の松金、のちの金丸はアハシチの浜から船を漕ぎ出し、沖縄本島を目指したとされており、尚円王生涯の歴史においても重要な場所であると認識しております。

しかし、当該浜は琉球諸島沿岸海岸基本計画において海岸環境を積極的に保全する区域として位置付けられており、原則的に構造物を設置することができない区域であります。

このようなことから議員ご質問の当該浜の整備については、基本計画の策定権限を有する沖縄県からより詳細な制度内容を確認していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

村内の公衆トイレですが、毎日清掃しているのでとてもきれいだと思います。しかし、それなりに年数も経っていますし、使いづらいです。村長は、ご利用されたことありますか。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

何度か利用しています。

議長（宮城安志）

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

承知しました。それと村内の公衆トイレですが、村内の大きさにしては多いのではないかと思いますけど、維持管理の面に関しても減らした方がいいという方法もあるかと思いますが、どうですか。

議長（宮城安志）

商工観光課長、前川栄進君。

商工観光課長（前川栄進君）

お答えします。村内いま伊是名ビーチ、臨海ふれあい公園含め16カ所ほどの公衆トイレがあります。議員ご質疑の多いのではないかというご質疑ですけれども、確かに多いとは感じておりますけれども、各々補助事業で公園の付帯設備として整備されております。

管理上もいま週3日で清掃するように、社会福祉協議会の方に委託して実施している状況です。減らすということになると、補助事業との絡みもあって、担当課と協議しないといけないかなと思っております。以上です。

議長（宮城安志）

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

いずれにしましても、今後、とてもきれいなバリアフリーを活かした近代的な公衆トイレになるよう求めます。

次にアハシチの浜整備についてなんですけれども、これは本村観光と言いますと、殆どが歴史めぐりコース、つまり金丸のルーツめぐりになるわけです。尚円が生まれたみほそ所、スンジャガー、逆田、御庭公園の銅像、そして通水節公園の騎馬像、彼の歴史、物語に沿っての痕跡があるわけです。最後に島を旅立たとされるアハシチの浜に何も無いというのはおかしいと思います。

例えば、そこにちょっとした銅像、石像とかあれば、今後の子ども

たちの歴史の教育とか、そういう勉強にも役立つと思うんですが、村長どうですか。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

お答えいたします。確かに議員おっしゃったように、尚円王に纏わる歴史的な巡りはたくさんございます。その中において特に本村を西の松金が旅立ったというアハシチの浜に何もないということは私も常々寂しい思いをしております。

しかしながら、そこは先程申し上げたように縛りがある区域であるということもありますので、県と調整をしながら、どういったことを象徴的にすればいいのか、そういったことも踏まえて、関係者の方々と相談をしながら今後やる方向で検討していきたいというふうに考えています。

議長（宮城安志）

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

歴史、教育の観点からも島のためになると思うんですが、その辺のところを踏まえて、教育長どう思いますか。

議長（宮城安志）

教育長、名嘉正君。

教育長（名嘉 正君）

お答えいたします。アハシチの浜と言いますと、尚円王が島を出発した場所という謂れがあって、私もウシュフンチャというところを30年前に見た記憶があります。

その場所が現在あるかどうかはちょっとわかりませんが、しかし、このウシュフンチャ、尚円王が島から出発したという場所がアハシチという伝承もありますけれども、書物には私がいままで見たり、聞いたりした範囲では、そういうところがなくて、と言いますのは琉球王府の聖地であります球陽中山世鑑、その辺にもみほそ所とか、ス

ンジャガー、あの辺りまではありますけど、アハシチ、ウシュフンチャ、島から出たという場所が史実には殆どなくて、いわゆる議員がおっしゃるようにアハシチの浜を整備するとなると、新たに物語、島で残っている伝承とか集めて物語を作っていかなければいけないのかなというふうに思ったりしています。以上であります。

議長（宮城安志）

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

その辺りは重々承知ですが、村民が認めればいいと思います。そこに何かあれば、観光の面からいろいろ役に立つと思うんですけど、観光課長どう思いますか。あった方がいいと思いますか。

議長（宮城安志）

商工観光課長、前川栄進君。

商工観光課長（前川栄進君）

お答えします。島の観光を振興する上では、何かしらあった方がいいと思います。

議長（宮城安志）

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

ある意味、アハシチの浜は尚円金丸の物語において、伊是名での完結場所、そして琉球国王にのぼるための出発地点になります。このような重要な場所なので、ぜひ浜の整備と石碑等建立など何かして、新たな島の名所となるようにしていきたいと思います。以上をもって質問を終わります。

議長（宮城安志）

これで、東江源也議員の質問は終わりました。

次に、9番東江克伸議員。

9番（東江克伸議員）

通告書どおり読み上げていきたいと思います。海の赤土汚染について。大雨や台風がやってくると、道路や側溝に赤土が流れ出し、島の

きれいな青い海が真っ赤に染まっているのを見ます。皆さんも見たことがあると思います。この透き通るような青い海を濁らせている正体は赤土です。

海に流れ出ると、観光業や漁業だけでなく生態系へも多大な影響を与えます。村民はもとより観光客や島を訪れる皆様が非常にごっかりしたという話を聞きます。

海の景観や漁業資源の保全のためにも赤土流出防止対策は喫緊の課題と思います。その対策についてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは、東江克伸議員のご質問にお答えいたします。

これまで村では赤土等流出防止対策として土地改良事業による沈砂池の設置や排水路工、暗渠排水工などの実施、農作物を植えない時期の畑地に緑肥をかねたクロタラリアや、ひまわり等の植物を植えて、畑の裸地化を防ぐ活動に助成を行ってまいりました。

また、平成27年度から令和3年度までの計画で水質保全対策事業（耕土流出防止型）を県が事業主体となって、伊是名村第2期地区として排水路工、沈砂池工、植栽帯工を実施しております。

沈砂池の設置、グリーンベルトの植栽、排水路等の整備を行うことで、農地からの耕土流出を防ぎ、環境保全を図っています。

今後の対策としましては、国営伊是名地区関連末端ため池整備事業である県営東部第2期地区及び団体営第2期地区を事業化し、沈砂池をため池として改修整備することで赤土等流出防止対策の軽減を図ってまいりたいと考えております。

加えて、作物の収穫植え付け時期には、できるだけ裸地状態をなくすため、JAや関係機関と連携し、農家の皆さんへ葉殻によるマッチングや緑肥等の植え付けなどを周知して、継続的に赤土等流出防止対策に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長（宮城安志）

9番、東江克伸議員。

9番（東江克伸議員）

村長、答弁有難うございます。今後3年までいろいろやるということで非常に嬉しく思っていますけど、ひとつその中でも特にお聞きしたいのがありまして、村長に答弁よろしくお願ひします。

仲田港について、本村に来られる観光客、修学旅行生、島を訪れる皆さんが仲田港に到着します。島の玄関先でもあります仲田港、大雨が降りますと、港内全部、旧仲田港、向こうの方までものすごい範囲で非常に目立つ赤土が流れております。これは3カ所ほど流れております。この光景を目にすると切ないような何とも言えない気持ちになります。

村長、仲田港の赤土汚染に関してどのようにお考えでしょうか。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議員おっしゃるとおり、確かに集中豪雨等で仲田港に限らず各終点地は赤土で汚染されるということは、私も何度も確認をいたしております。

また、先程答弁申し上げたように、各集落地域周辺にはたくさん沈砂池を設けております。仲田区においても何カ所か、そういう沈砂池を設けて、なるべく海に直接赤土が流れ出ないように、そういう対策は今までやってきているところであります。

しかしながら、なおかつ大雨となると、それが氾濫して仲田港内にそれが流出してしまうという状況であります。今後とも各地区の末端施設においては、なるべく早急にそういった施設をして、赤土が直接海に流れ出ないような対策をしていくよう努力をしていきたいと考えています。

議長（宮城安志）

9番、東江克伸議員。

9 番（東江克伸議員）

一番目立つところですので、今後また沈砂池とか、いろいろやっていくということですので、ぜひ赤土の流れるのが少なくなるようお願いしたいと思います。

そこでもう一つ、いま赤土流出箇所は何カ所あるのか。それと大雨が降ると、島全体のイノー、磯などがどれぐらいの範囲で汚染されているのか。担当課長でも結構ですので、よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、諸見直也君。

農林水産課長（諸見直也君）

お答えします。海に直接流れ出る排水路等に関しては、おそらくいま大小合わせて40近くほど確認をしております。

その中で、特に大雨のときに赤土が流出している箇所、パーセントで言いますと70～80%ほどは影響を受けていることを目視ですけれども、確認はしております。以上です。

議長（宮城安志）

9 番、東江克伸議員。

9 番（東江克伸議員）

ただいま課長が述べたとおり、私も調べたところ、大体38までしか調べられませんでしたけど、大体それぐらいでしょう。

島の赤土の範囲というのは、港側を外周して伊是名漁港までだと思いますけど、担当課長これぐらいでよろしいでしょうか。

議長（宮城安志）

農林水産課長、諸見直也君。

農林水産課長（諸見直也君）

議員のおっしゃるとおり、その範囲につきましては、いま言ったようなターシの浜から伊是名漁港、東側一帯までは確認をしております。以上です。

議長（宮城安志）

9 番、東江克伸議員。

9 番（東江克伸議員）

最後に、村長にもう一つお伺いしたいと思います。いま課長が言ったとおり、赤土汚染されてないところは、ターシの岩からぐるっとグスクの後ろ回って、海ギタラ近辺までだと思います。

そこは唯一、本村で赤土が流れないで自然がものすごく残っているところだと思います。

そこで、その周辺を赤土が流れないように、開発ができないようなことをできないか、その周辺地域を許可なく開発できない規制などは、村長、お考えはありますか。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

仲田区の南風原一帯、そして二見ヶ浦一帯には、以前にある業者が観光開発をしたいということで、かなり大掛かりな計画をもって土地も買取したりやっておりましたが、それが頓挫してという状況で、村としましては、この一帯は伊是名山、そして伊是名グスク、玉御殿が点在しますので、そこを保護区域として、大掛かりな開発については、村としてはやらんでおこうという私個人の考えはもっております。

そういったことも含めて、また、地勢的にもこの一帯は土質が砂地であるということもあり、赤土汚染されにくい地質であるという状況もあります。

そういった自然性とか、歴史性とか、そういったものを考えると、この一帯を保護をして、そして唯一残されている自然を村としても保全をしていきたいという考えはもっています。

議長（宮城安志）

9 番、東江克伸議員。

9 番（東江克伸議員）

ぜひ村長、せっかく我々島の方で開発をされてない場所ですので、その道の内側の方もできるだけ開発ができないような方法を取るべきではないかと思います。その辺は村長もそういうふうに言っていま



すので、期待していますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上で、私の質問は終わりたいと思います。

最後に、赤土流出問題は非常に難しい難問題でございます。私もこの質問を出すのにあたり、解決はすぐにはできないだろうというふうに思いました。

しかし、だからと言って、知らん顔はできません。何もしないという、それは違うのではないかと思ひまして、今回こういう質問をさせていただきます。

次の世代へ100年後、島の人たちへ、未来の子どもたちに残せる島を皆さん、我々頑張って残していけたらいいのではないかと思います。以上です。

議長（宮城安志）

これで、東江克伸議員の質問は終わりました。

次に、2番宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

それでは、質問させていただきます。区長委託料の増額改定について。本村の区長委託料につきましては、平成28年6月に引き上げて以来、据え置きとなっております。

さらに、委託料の算定が人口割を一部採用していることから人口減少が続く本村では実質減額となり、このままでは区長のなり手がなくなるのではと大変危惧しております。

そこで、村長に伺います。区長委託料を増額し、魅力ある業務にすることでなり手問題の解消、および区の発展、村の発展につながると考えますが、村長の見解を伺います。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

宮城義秀議員のご質問にお答えいたします。区長の委託料算定については、均等割、世帯割及び人口割で算定をしております。

現行の委託料は、最高額で18万1千円、一番低い方で13万2千

円となっています。住民の高齢化に加え、業務量の増加と区長の果たす役割が非常に複雑化し、なり手不足に繋がっているということは承知をしているところであります。

村の財政状況の悪化により、区長の委託料も減額措置が取られておりましたが、平成28年度契約から当該措置もなくなっております。

しかしながら、現行の契約額では、各区ともに人材の確保が非常に難しい状況下にありますので、次期改選に併せて委託料の算定方法を見直しし、委託料の改定を検討していきたいと考えております。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

村長、大変有難うございます。村の方でもこの委託料のことにつきまして、既に来期に向けて考えて下さるということをお聞きしまして大変嬉しく思っております。

区長委託料は、人口の算定で行っておりますが、前回の算定で平成30年の人口、これが4月30日の人口を基準にしております。1,450名、そして令和元年6月30日で人口が1,408名、人口で42名の減、これを月平均に直しますと、大体3名、そして来年の算定日になると、72名という大幅な人口減少が予想されます。

ということは、いま村長さんからもありましたように、区の運営には部落民、そして区長がまずリーダーシップを取って部落を引っ張っていくと、そういうことで村の発展にも大きな影響を与えるということでもあります。

そういう中で、いまの算定方法では、やはり人口減少が非常に大きいということがありますので、その見直しを今後図っていくということでございますけれども、そこで私ながら考えてみました。

そこで提案をしたいのは、全体の委託料の引き上げ策としまして、我々もそうなんです、職員や臨時職員と同様に、6月、12月の臨時手当を盛り込んでどうかということでございます。

それから2点目に、人口の多い部落と少ない部落とでは月4万9千

円余りの差額があります。これは同じ村からの委託業務を受ける区長、そして部落行事をいろいろとこなしている区長にとりましては、大変大きな差額です。

年額にしますと58万9千円と、非常に大きな差額になっておりますので、その差額を是正する仕組みというのをぜひ取っていただきたい。そういうことで、以上の2点を改善することで、なり手不足の解消にも繋がると思いますが、再度、村長及び担当課長の方で、この2点の改善点につきまして、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

先程、答弁申し上げたように、いまの支給のあり方は均等割、世帯割、人口割というふうに出しております。

そして以前にいま議員がおっしゃったように退職される場合は、退職手当を支給しておりました。

そういったことも含めて、均衡が取れるような、そういう区長の給与のあり方をぜひ私共も全庁的に取り組んで、それを改善する方向で、そして区長さん方が納得いくような方法で今後取り扱って、次期改選には備えて、そういう取り組みをしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

お答えします。村長からもありましたように、委託料金が最低と最高の方で4万9千円の差額があるというのは、私もちょっと考えていたところではあるんですけども、次期改選時に併せて、先程議員からも提案ありましたように、臨時分、ボーナスを支給するなどの方法で、どうにかその差額分を詰めていきたいと考えております。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

大変有難うございます。これまで村の方では定住促進住宅など、それと重要促進、それから結婚祝い金や出産祝い金など、定住人口の増加に繋がるようにという施策をいろいろと取り入れて、村の方でも対策を取っておりますが、なかなか人口減少の歯止めがかからないというふうなことで、この予期しないことが区長委託料の減少ということにも繋がっていったということを我々もいましかわからず、大変各字の区長にはご苦勞いただいているなど思っております。

このことだけで区長のなり手問題が解決するとは思いませんけれども、区長たちが喜んで、区のために、そして村のために働けるような環境づくりを今後ともぜひ目指していただきまして、私の質問は終わりとさせていただきます。有難うございました。

議長（宮城安志）

これで、宮城義秀議員の質問は終わりました。

次、最後になります。8番、前田清議員。

8番（前田 清議員）

皆さん、こんにちは。最後の質問でありますけど、楽しく聞いて下さい。今日は傍聴席に中学生の皆さん、いっぱい学習されて次回の子ども議会に活かしてもらえたらなど思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

私の方から2点だけ質問したいと思います。具志川島土地利用について。具志川島は、十数年前に旧日本信販より村予算を活用して買受ましたが、その後の土地利用について伺います。

これまでの土地利用計画がされているのなら、その取組と進捗、並びに費用効果も聞きたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

前田清議員ご質問の具志川島の土地利用についてお答えをいたし

ます。

具志川島については、観光産業の振興を図るとともに、村の活性化に資することを目的に平成16年度に日本信販株式会社より約21万6,607平方メートル、坪にしますと6万5,523坪、これを坪当たり115円で買い上げし、2,500万円で取得をしております。

これまで具体的な土地利用計画は策定されておりませんが、具志川島には沖縄県内初となる貝輪着装人骨が出土したシーダチ遺跡を含む具志川島遺跡群が点在しており、沖縄県の先史時代を考える上で重要な遺跡となっています。

また、伊平屋・伊是名架橋建設推進においても両村を結ぶ重要な島となっておりますので、今後は遺跡を保護しつつ、村の観光資源の一つとして両立できるような土地利用計画を進めていきたいと考えております。

議長（宮城安志）

8番、前田清議員。

8番（前田 清議員）

参考にまでお聞きしたいんですが、これまで十数年余り、村として財政活用して土地も買い受けたその後、土地利用の計画等もされてなかったこれまでの経緯というのは、一体どういった内容でできなかったのか。それとも無人島であるし、計画の余裕がなかったのか、その辺り参考にまで村長どうでしょうか、聞かせていただけますか。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

お答えいたします。議員諸侯もご承知のとおり、本村の財政状況を見ますと、平成13年度あたりから、額にしますと約67億円程度の借金があると。そしてそれを抱えて実質収支比率が28.6%と、財政破たん寸前ということで、財政融資も受けられない状況でありました。

そういった状況の中で、具志川島を取得はしましたが、それを具

体的にそれを計画に載せるかということがなかなか計画、立案できない状況もあったということをご承知のことです。

そういった状況がありまして、先程、区長の手当等の話もありましたが、村の三役も20%給与カット、職員も13%カット、そして各団体の皆さん方にも負担をお願いしたと。そういう厳しい状況の中で、具志川島だけはということで2,500万円をかけて投資をして取得をしたという状況であります。

いま私たちは、皆さん方のご支援のおかげで財政もかなりゆとりと言いましょうか、そういう状況下で借金がいま30億円足らずであります。

そして実質収支額も5.3%、これは県内でもかなり実質収支においては下の方にいっているのではないかとということもあります。

しかしながら、経常収支比率等については、まだまだ厳しい状況下であるということでもありますので、これまでいろんな形で具志川島はどうしようかということに悩んでおりましたが、その基本利用計画ができてないという状況下であります。

今後は、具志川島を先程申し上げましたように、どういった活用をすればいいのかということについては、やはり専門家の意見も聞きながら利用計画を策定して、そして村民から認められるような利用計画を打ち立てて、私たちは具志川島をうまく活用して観光、経済振興、そういった観点から利活用していきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

8番、前田清議員。

8番（前田 清議員）

計画はされていなかったということで、しかしながら、今後計画を立案をしていただいて、やはりこの島がお金を投資して買った以上は活きる島にしてほしいなというふうに強く思うわけです。

実は、これは余談ですが、当時、これを買ったときの予算は、確か補正予算だったと思いますが、議決した議員の一人として、これ

がなかなか計画がされてない現状にあったということは、大変残念に思っていたところなんです、村長、前向きに今後計画に取り組んでいきたいという言葉もありますので、大変心強く思っているところがあります。

実は、この島においては、民間の方からいろいろな話があります。例えば、体験実習、そういった事業もしかり、また、エコツーリズム、旧エコツーリズム事業がありましたよね、そういった観光事業をしたい。そこでぜひ誘致をしてくれとか、そういう申し入れもこれまでたくさんありました。

しかし、我々そこで入って、すぐ言える話でもないものですから、やはり土地利用の計画は予めしておくべきことが一番大事なことであり、私も調査した結果、その計画がされてないということで、今回、この質問を提出したわけであります。

そういうことで、この島の活きた価値を出すためにも、また、いま伊平屋村、伊是名村で要請行動をしております伊平屋空港、そして伊平屋・伊是名架橋もやはりここに大きく関連してくるものと僕は思っております。

そこに誘致をするとか、いろいろな事業を取り入れて、そこに観光客が増え、そして経済効果が上がって、いずれは有人島となるそういった見通しがつかなければ、橋の要望している、一生懸命、我々が両村民を網羅して頑張っているのは、何の効果もないと思うわけです。

でも、そのあたりも全部鑑みたら、やはりあの島をいまこそいろいろな面から事業スタートしていくべきではないかなと思うわけでありますが、村長、再度いかがですか。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議員各位ご承知のとおり、本村の周囲には具志川島、屋之下島、屋那覇島、いま屋之下島が伊是名本島の一部となっておりますが、その3つの離島のうち、屋之下島については、屋之下原アイランド事業構

想があって、土地の買い上げをいま進めているところであります。

また、屋那覇島においては、殆どが法人、個人に買収されているということで、村としてはなかなか基本的な計画が策定できないという状況下であります。

唯一、具志川島においては、先程から答弁しておりますとおり、伊是名村が殆ど所有していると、その中に3名の方で8件、約900坪は個人有地があります。

そういったことも配慮しながら、今後、具志川島を遺跡を活用しながら、こういった形でエコツーリズム、あるいはブルーツーリズムを取り入れて基本計画の中に入れられるかと、そういう利用計画をこれから専門家を交えて意見交換をして利活用していきたいというふうに考えております。

また、この具志川島を活用するにあたっては、何名かの業者や個人から利用したいという申し入れがあります。

しかしながら、これはあくまでも本人ではなくて、仲介者を通しての話でありました。具体的な話はまだ進んでおりません。そういったことも踏まえながら、村としてはこういう利用のあり方をするんだということをこれから基本計画を策定していきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

8番、前田清議員。

8番（前田 清議員）

まさしくいま答弁されていたとおり、この計画を早めに計画をされまして、前向きに対処されるようお願いしたいと思います。

ちょっと同じ島ですけど、関連して聞きたいと思います。教育長、そこには確か文化遺跡、文化財も結構ありますが、仮にそこに主な事業が執行したとした場合、遺跡等のそういった面からもいろいろあるかと思いますが、逆に教育委員会が管理している遺跡関係の整備は同時に考えられないか。その辺りどんなですか、お聞かせ下さい。

議長（宮城安志）



教育長、名嘉正君。

教育長（名嘉 正君）

いまのご質問は非常に難しいです。具志川島の振興開発の計画を進める段階で、教育委員会として、現在ある埋蔵文化財、どのように保存していくか。あるいは文化財そのものを開発していくか。検討すべきものかなというふうに考えております。

議長（宮城安志）

8番、前田清議員。

8番（前田 清議員）

今後、この基本計画、さらに実施に至るまでの計画を取り組みながら、島を活かせるように、村長はじめ職員一同頑張っていただきたいと思っております。

もし、それが近いうちに実現に至った場合には、私たち両村で一生懸命、村民をあげて要請行動している伊平屋空港、並びに伊平屋・伊是名架橋が実現に大きく理由づけに繋がると思っておりますので、例えば観光誘致にしろ、先程から申し上げるように、いろんな意味でそこに人が出入りしたり、そしていずれは近いうちに人が住民として住むような環境になってくれば、それは十分に理由づけになるのではないかと、私はこのように思うわけでありませう。

ぜひともいまお互いに答弁し合った質問の主旨からして、執行部の答弁もされたように、ぜひこれができるように強く願っておるところであります。村長、最後やる気の気持ちを再度アピールを含めて、お願いしたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

先程来、答弁申し上げたように、また教育長からもありましたように、具志川島は非常に貴重な文化遺産が埋蔵されている。そういったことも含めて、我々がいま構想している架橋がどういうふうな形でできるか。また、それも含めて、具志川島の活用については全村民が納

得するような利用計画を打ち立てて、今後、観光振興、経済振興のために役立てていきたいと、そういうふうに考えております。

議長（宮城安志）

これで、前田清議員の質問は終わりました。

以上で、一般質問はすべて終わりました。

しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時 2 0 分

再開 午後 3 時 3 8 分

議長（宮城安志）

再開します。

日程第 7

報告第 3 号・平成 3 0 年度の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について議題とします。

本件について説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは報告第 3 号・平成 3 0 年度の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

平成 3 0 年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の健全化判断比率及び同法第 2 2 条第 2 項の資金不足比率について、同法第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和元年 9 月 1 7 日提出、伊是名村長 前田政義。

なお、内容につきましては、伊是名村健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書も添付されております。よろしくお願いいたします。

議長（宮城安志）

これで説明を終わります。

ただいまの報告に対し、ご質疑ありませんか。

質疑を終結してよろしいでしょうか。

（「質疑なし」という者あり）

これで質疑を終わります。

これで報告第3号・平成30年度の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

日程第8

議案第32号・伊是名村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第32号・伊是名村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の提案理由説明をいたします。

伊是名村簡易水道事業給水条例（平成10年条例第7号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和元年9月17日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、消費税の税率が令和元年10月1日から8%から10%へ引き上げられることに伴い、伊是名村簡易水道事業給水条例の一部を改正する必要がある、本案を提出するものであります。よろしくお願いたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。

これから議案第32号・伊是名村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第 3 2 号・伊是名村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 9

議案第 3 3 号・伊是名村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第 3 3 号・伊是名村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の提案理由の説明をいたします。

伊是名村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（昭和 6 2 年条例第 2 0 号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めます。

令和元年 9 月 1 7 日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う料金改定のため、条例を改正する必要がある、本案を提出するものであります。よろしくお願いいたします。

議長（宮城安志）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。8 番、前田清議員。

8 番（前田 清議員）

確認なのですが、本案は月日はいつなんですか。

議長（宮城安志）

しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時 4 4 分

再開 午後 3 時 4 5 分

議長（宮城安志）

再開します。

農林水産課長、諸見直也君。

農林水産課長（諸見直也君）

お答えします。議案第32号は附則の方に、この条例は、令和元年10月1日から施行すると記載されております。

提案理由の方は、期日の方が抜けておりましたのでお詫びいたします。以上です。

議長（宮城安志）

8番、前田清議員。

8番（前田 清議員）

審議する上で、ちゃんと明記されるようお願いいたします。中身なんですけど、どれぐらいの金額の差があるのか。

議長（宮城安志）

しばらく休憩します。

休憩 午後3時46分

再開 午後3時55分

議長（宮城安志）

再開します。

質疑続行中です。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号・伊是名村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第33号・伊是名村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第10

議案第34号・伊是名村船舶運航事業特別会計条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第34号・伊是名村船舶運航事業特別会計条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明をいたします。

伊是名村船舶運航事業特別会計条例（平成元年条例第23号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求めます。

令和元年9月17日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、令和元年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、その引き上げ分を運賃に転嫁する必要があるため、本案を提出するものであります。よろしくお願ひします。

議長（宮城安志）

これから質疑を行います。5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

いま村長が読み上げた議案なんですが、伊是名村船舶運航特別会計条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項、この96条第1項は1号から3号まであります。これは何に該当するのか説明いたします。

まず1号は条例の設置又は改廃、2号は予算に定める。3号は決算を認定する。その1号から3号まであります。そこを再度説明を求めたいと思います。

議長（宮城安志）

商工観光課長、前川栄進君。

商工観光課長（前川栄進君）

お答えいたします。議案の地方自治法第96条第1項第1号の規定であります。第1号というのが漏れておりました。大変失礼しました。

議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5 番（東江清和議員）

これは1号の文言が抜けていたということになるわけですね、わかりました。これは議長、追加でよろしいということになるわけですね。

議長（宮城安志）

もう一度お願いします。

5 番（東江清和議員）

1号の追加をしたら、これは訂正になるわけですか。1号挿入というのは、議案の説明の中に、これは議案書ですから。何号とちゃんと入れるべきだと思いますけど。休憩をお願いします。

議長（宮城安志）

休憩します。

休憩 午後3時59分

再開 午後4時02分

議長（宮城安志）

再開します。

商工観光課長、前川栄進君。

商工観光課長（前川栄進君）

ただいまの議案第34号の件ですけれども、地方自治法第96条第1項の次に第1号というものが漏れておりました。大変申し訳ございませんでした。これを訂正して挿入したいと思います。よろしくお願いします。

議長（宮城安志）

質疑続けます。2番、宮城義秀議員。

2 番（宮城義秀議員）

次のページの改正前と改正後の2項、村長が後納を認めた運賃についてということで、改正前では旅客運賃が含まれておりませんが、改正後、旅客運賃が今回含まれております。

これまで旅客運賃については、後納を認めていなかったと思うんですが、今回、後納を認めるということになっているんですが、それは

どのようなことを想定して旅客運賃を後納するよいうことになったのか。そしてどのような計画があつて条例の改正をもつてきたのか、お願いします。

議長（宮城安志）

商工観光課長、前川栄進君。

商工観光課長（前川栄進君）

第8条に改正前では旅客運賃の後納という文言が入ってないということであつたんですけど、今回、旅客運賃を入れてございます。

それは修学旅行が第一に想定されます。修学旅行は、いっぺんに発券して旅行社が後納する支払いになっております。前金ではないようです。そのことに対応するために条例改正をします。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

子どもたちの民泊事業の受入のため、この民泊事業はいままでも受け入れはやっていると思うんですが、何がかわつて後納を今年から認めるよになつたんですかということを知っているんですよ。

議長（宮城安志）

商工観光課長、前川栄進君。

商工観光課長（前川栄進君）

この旅客運賃というのが明記されていなかったということで、今回、消費税の改正に併せて明記したということです。以上です。

議長（宮城安志）

休憩します。

休憩 午後4時05分

再開 午後4時06分

議長（宮城安志）

再開します。

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）



今回から正式に後納を旅客運賃の方で認めるということの改正と  
いうことでしたので、ぜひまたもっと多くの旅行社を誘致して、数多  
くの観光客が来れるように頑張ってください。以上です。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。

お諮りします。質疑を終結してもよろしいでしょうか。

（「質疑なし」という者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。

これから議案第34号・伊是名村船舶運航事業特別会計条例の一部  
を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありま  
せんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第34号・伊是名村船舶運  
航事業特別会計条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決され  
ました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

散会（午後4時08分）

令和元年第3回伊是名村議会定例会会議録 第2号					
招集年月日	令和元年9月18日				
招集の場所	伊是名村議会議事堂				
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和元年9月18日	10時30分	議長	宮城安志
	散会	令和元年9月18日	14時54分	議長	宮城安志

議員の出席及び欠席

出席10名 欠席0名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川秀和	出席	8	前田清	出席
2	宮城義秀	〃	9	東江克伸	〃
3	仲田正務	〃	10	潮平そのみ	〃
5	東江清和	〃	11	宮城安志	〃
6	東江源也	〃			
7	伊禮正徳	〃			

会議録署名議員

6番	東江源也	7番	伊禮正徳
----	------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	高良和彦	議会事務局主事	久高孝恵
--------	------	---------	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	前田政義	農林水産課長	諸見直也
副村長	奥間守	建設環境課長	末吉長吉
教育長	名嘉正	教育振興課長	濱里篤
総務課長	兼元清永	住民福祉課長	諸見美奈子
会計管理者	前田秀光	商工観光課長	前川栄進
企画政策課長	神田宗秀		

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和元年9月18日

令和元年度伊是名村一般会計補正予算（第3号）
令和元年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
令和元年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
令和元年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第1号）
物品購入契約の締結について
北部広域市町村圏事務組合規約の変更について
県産品の優先使用について（要請）
平成30年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について
平成30年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
平成30年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
平成30年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
平成30年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
平成30年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
平成30年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について
平成30年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和元年第3回伊是名村議会定例会議事日程（第2号）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

令和元年9月18日（水）

日程番号	議案番号	件 名
1	議案第36号	令和元年度伊是名村一般会計補正予算（第3号）
2	議案第37号	令和元年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
3	議案第38号	令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
4	議案第39号	令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
5	議案第40号	令和元年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
6	議案第41号	令和元年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第1号）
7	議案第42号	物品購入契約の締結について
8	議案第35号	北部広域市町村圏事務組合規約の変更について
9	陳情第1号	県産品の優先使用について（要請）
10	認定第1号	平成30年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について
11	認定第2号	平成30年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
12	認定第3号	平成30年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
13	認定第4号	平成30年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
14	認定第5号	平成30年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
15	認定第6号	平成30年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
16	認定第7号	平成30年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について
17	認定第8号	平成30年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議長（宮城安志）

これから本日の会議を開きます。

（午前 10 時

30 分）

会議日程に入る前に、本会議提出の付議事件に対し、訂正請求書が提出されておりますので、それを許します。

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

それでは、令和元年 9 月 17 日に提出しました、議案第 37 号・令和元年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）です。

議案第 37 号の予算総則第 1 条中「歳入歳出予算の総額から」というふうになっているんですけども、これを「歳入歳出予算の総額に」、「から」を「に」に訂正お願いいたします。

また、監査意見書について、一部差し替えがございますので、配付のとおり、差し替えをお願いしたいと思います。以上でございます。

議長（宮城安志）

それでは、これより本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。直ちに本日の議事日程に入ります。

日程第 1

議案第 36 号・令和元年度伊是名村一般会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは議案第 36 号・令和元年度伊是名村一般会計補正予算（第 3 号）の提案理由の説明をいたします。

令和元年度伊是名村一般会計補正予算（第 3 号）は、予算総則第 1 条から第 2 条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ 6,010 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 27 億 6,827 万 3 千円とするものであります。

歳入につきましては、12款分担金及び負担金で老人福祉施設負担金13万3千円の増、14款国庫支出金で幼児教育・保育無償化事業実施による339万円の増、15款県支出金でウリミバエ地上防除事業3千円の増、19款繰越金で財源確保のため、前年度繰越金から4,664万2千円を増額しています。

20款諸収入で544万9千円の増となっていますが、自治体クラウド導入団体支援事業にかかる助成金500万円が主な増となっています。

21款村債での繰出金の借入のため150万円と、北部広域ネットワーク機能強化事業負担金の借入のため、260万円を計上しています。

歳出につきましては、2款総務費で3,444万1千円の増となっていますが、自治体クラウドシステム移行に伴う基幹系末端機入替による委託料217万6千円の増、役場新庁舎建設基金計画策定業務委託料700万円の増、北部広域事務組合負担金308万3千円の増、出産祝い金及び結婚祝い金150万円の増、eLTA X更改作業及び地方共通納税システム初期導入委託料106万2千円の増、一括交付金事業である観光地等クリーンアップ事業の賃金で1,817万8千円の増が主な内容となっています。

3款民生費で572万円の増となっていますが、老人保護措置費の扶助費210万円の増、子ども・子育て支援事業実施に伴うシステム改修等の委託料339万1千円の増が主な内容となっています。

4款衛生費で880万4千円の増となっていますが、土地購入費で公営墓地建設候補地土地取得のために432万9千円を計上し、7款土木費から予算を組み替えるものであります。

また、農業集落排水事業特別会計繰出金で150万円の増、美化センターブローアープンプ修繕費268万6千円の増が主な内容となっています。

5款農林水産業費で100万円の増となっていますが、水田用送水管漏水箇所修繕に伴う工事費100万円の増が主な内容となってい

ます。

7 款土木費で 4 3 2 万 9 千円の減となっていますが、4 款衛生費へ公営墓地建設候補地土地取得のために 4 3 2 万 9 千円を組み替えるものであります。

9 款教育費で 1, 4 3 1 万 7 千円の増となっていますが、小学校建設基本計画、基本設計委託料 5 6 0 万円の増、小学校ブロック塀改修工事費 1 8 4 万 7 千円の増、ふれあい民俗館幹線設備改修工事費 4 8 4 万円の増が主な内容となっています。以上が歳入歳出の補正内容となっています。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和元年度伊是名村一般会計補正予算（第 3 号）を、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号及び同法第 2 1 8 条第 1 項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めるものであります。

令和元年 9 月 1 7 日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。2 番、宮城義秀議員。

2 番（宮城義秀議員）

それでは 1 7 ページの観光地等クリーンアップ事業 1, 8 1 7 万 8 千円の賃金の内容についての説明をお願いしたいんですが、よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

企画政策課長、神田宗秀君。

企画政策課長（神田宗秀君）

宮城義秀議員のご質問にお答えしたいと思います。答える前に、今回の一括交付金の手続きについて、少し財政面で有利に働くように手法的に一括と言いますか、ちょっと理解しづらい形の部分もあると思いますので、ご了承下さい。

この件に関しては、定住促進住宅が関係しておりまして、今回の一括交付金の全体計画ではなくて、配分額 2 億 1,400 万円あるんですが、それをオーバーして事業計画が出ていました。

それで定住促進住宅に関しては、早めの発注が必要ということで、そこに満額を確保しまして、そのオーバーしている部分を今回の観光地等クリーンアップの賃金の方で減額して、当初予算を組んできて、今回減額していた分の補正という形で継続しております。

議長（宮城安志）

休憩します。

休憩 午前 10 時 43 分

再開 午前 10 時 45 分

議長（宮城安志）

再開します。

2 番、宮城義秀議員。

2 番（宮城義秀議員）

年間でこの事業は全額執行できるということで理解してよろしいわけですね。以上です。

議長（宮城安志）

他にありませんか。7 番、伊禮正徳議員。

7 番（伊禮正徳議員）

それでは歳出の 19 ページ、このページの組替の予算の感じがしますけど、確認します。去った 7 月 30 日に一般会計補正予算 2 号でライフステージに応じた子ども支援ということで委託費 71 万 7 千円計上したと思われませんが、今回、細節を設けていて単独で実施するというような予算書となっています。

なぜ、そうなったのか。この 1 カ月間の状況、経緯、そして現状を詳しく教えていただきたいと思います。

議長（宮城安志）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）



伊禮議員の質疑にお答えします。8月補正で今回、子ども・子育て支援事業の方を行うということで補正をさせてもらいました。

委託先、本来、私たちは当初は委託事業ということで、事業所の方を確保するために募集の方をかけてみたんですけども、やはり委託先が決定することができず、事業の方も必要とする家庭もいましたので、今回直営という形で予算を組み替えさせてもらい、村の方で事業主体に参加させてもらっています。

現状としては、いま現在、スタッフが8名いて、自由シフト制で行っております。通常、二人ずつスタッフがいます。児童数がいま現在、1年生4名、2年生1名、3年生2名ということで、7名の児童が預かりの方で2時から子どもたちをいま預かっている状況です。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

非常に高い数字ですけども、場所がどこで実施されているのかを聞いています。

その後、8月入ってから防災放送等で子どもたちの募集等々は聞いたんですけども、当初16名だったと思うんですけども、16名の予定者の方々には連絡をされているとは思うんですけども、いま7名でしたということなんですけども、年内は7名ということで、そのまま実施するということになると思うんですけども、現状は実施してみて厳しい状況なのかどうか。そして場所等に関しても、いまの場所はどこでやっているのか。その辺りを再度確認したいと思います。

議長（宮城安志）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

お答えします。現状は7名ということでスタートをさせてもらっています。ただ、いま事業の方はご父兄の方たちが申込書の方は持っていて、内容の説明はしているんですけども、まだ申込みに至っ

てない部分があります。

通年の募集をかけるということですので、徐々に子どもたちの状況を確認して増えていくかと思っています。住民福祉課の事業と一緒に県の委託事業もスタートして行っていますので、私たちが拾えない部分は、県の委託事業所の方が拾い、そしてまた住民福祉課の他のキッズクラブの方に入ってくるかなと思っています。

場所の方は、いま現在、伊是名の体験交流施設の方を利用させてもらっています。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

わかりました。ぜひ、この事業は強化して体制づくりという形で来年度からは期待されるということで、私も去った臨時会では頑張っしてほしいということでありました。

児童生徒のことは福祉課でみる件、あるいはまた教育委員会でやらなければいけないものなどがあると思うんですけれども、いま福祉課の方で一生懸命やっていますけれども、児童生徒に関しては、教育長の方、また放課後児童クラブというのは福祉課の方で普通やるんですが、放課後子ども教室なども学校の方には、いま伊是名村ではないと思うんですけれども、こういった関係を考えたら、福祉の分野でやるもの、そして教育の分野でやるもの、お互い連携を取りながらやっていくこともひとつ検討していただきたいなどは考えていますけれども、いかがでしょうか。

議長（宮城安志）

教育長、名嘉正君。

教育長（名嘉 正君）

住民福祉課で始まっているこの事業の内容については、私勉強不足でちょっとわからないですけれども、教育委員会で小学校において子どもたちの預かりということで実施していますのは、スポーツ関係、サッカー、バスケットボール、それから文化的な事業といたしまして

は、現在、絵画、ALTの先生に英語を教えてもらったりしております。

そういう住民福祉課が実施しているその事業について、我々も、担当は、おそらく承知しているというふうに思いますが、タイアップしてスムーズに進められるようなことがあれば、お互いに協力して進めていきたいというふうに考えております。

議長（宮城安志）

他にありませんか。5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

それでは17ページ、総務費、これは7項の1目伊是名島観光振興事業、これは賃金の件なんです、先程、宮城議員の方からも質問がありました、今回1,817万8千円、これは当初予算で5,100万円の予算計上がありまして、今回1,800万円、合計7,000万円相当になるわけですが、この賃金が大幅に組替して云々で予算に計上したと思うんですがその賃金がそれだけ大幅アップしたということは、後程、議案第42号とも関連すると思うんですが、大型機械を購入されますので、この機械を操縦するオペレーター云々、こういう関係の賃金も組まれているのかということも含めて質問いたします。

それから21ページ、環境衛生費の中の公有財産購入費、これは先程、村長の説明では公営墓地の購入予定だということでもあります。

その件については、予算を比べると6月の定例議会でも全く同額の補正がなされておりました。6月の補正でも全くの同額の補正が計上されておりました。

今度、組替で土木の道路維持費で減額されたということを知っております。この6月の補正との絡み、全く同じなんです、これは絡みがあるのか。これも含めて、6月の補正、金額は全く同じなんです。

6月の補正では、7款土木費、2項道路維持費で全額同額の予算計上があったわけですね。これも含めて、関連する予算でありますので、ぜひお答えをお願いいたします。

それと公営墓地の予定だということなんです、これ場所がどこら

辺で公営墓地の建設を予定しているのか。そこも含めて、ひとつお願いいたします。

議長（宮城安志）

しばらく休憩します。

休憩 午前 10 時 56 分

再開 午前 10 時 57 分

議長（宮城安志）

再開いたします。

商工観光課長、前川栄進君。

商工観光課長（前川栄進君）

ご質疑にお答えします。17ページの1,800万円の補正の経緯は、先程、企画政策課長が説明したとおりであります。

この賃金の中に後件の物品の繰り入れた賃金が含まれているかというご質疑でよろしいですか。含まれております。以上です。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

2点目の公営墓地の購入についてお伺いします。24ページの道路維持管理費の方で432万9千円、これは6月の補正に計上したものであります。

この件に関しては、課の方のミスでございます。それをいま組替という形で、公営墓地の購入という予算になりますので、これを組替して衛生管理費、丸々同じ額を計上したということになります。すみませんでした。

もう1点、場所なんです、勢理客の方でいま予定しています。あと諸見、2カ所の方でいま公園墓地を予定しております。以上です。

議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

観光振興課長の答弁わかりました。それから建設課長の答弁も組替

ということがわかりました。

私もちょっと勘違いもしまして、以前から叫ばれている永代墓地ですか、そのことともちょっと関連しているので、私も勘違いしたわけですが、それは各地域に墓地の整備ということになるわけですね、お願いします。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

お答えします。墓地に関して、県の方から各市町村に一部事務の方が移管されて、それに伴って、いま各市町村、公営の墓地を整備しているところも多くあるんですけど、村としても永代供養でお墓の納骨あたりもいまから検討する必要があるのかなと個人的には思っています。

ただ、今回のものに関しては、公営墓地を指定して、それ以外の場所においては、いわゆる個人墓の建設は景観的にもあまり良くないですので、その辺は条例化していこうということは考えております。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

他にないようではありますが、もう一度追加でぜひお願いいたします。

予算作成のあり方なんですけど、これは大方一般会計が主なんですけど、予算の様式に節、区分があるんですけど、例えば、節、区分の中には委託料、節、区分名称が例えば13委託料、あるいは15工事請負費、18節備品購入費、あるいは19節には負担金、補助金及び交付金と、こういう名称があるわけなんですけど、この説明の欄で包括したあまりにも客観的に節の名前と同じような説明をされているわけです。

例えば委託料でしたら、説明の中でも委託料と、この委託料の中には何々設計委託料とか、何々委託料とか、こういう名称区分があるは

ずなんですけど、こういうような謳い方をしていると。

あるいは工事請負費あたりは、節、区分には15節の工事請負費、説明でも工事請負費と書いてあるわけですよ。

これは例えば何々工事請負費、何々工事費、維持補修とか、こういうのがあるはずなんですけれども、すぐ工事請負費だけを記入しているというのがあります。

例えば、その他にも18節の備品購入費でしたら、これは自治法上の予算、節、区分で備品購入費とちゃんとあるわけなんですけれども、説明の方にも備品購入費というような謳い方が多々あるわけですよ。

この辺は、先程言ったように庁用備品とか、あるいは機械器具とか、あるいは船舶、飛行機云々には備品があるはずなんですけど、このような謳い方をぜひしてもらいたいという、これまでの予算を見たら、殆どひっくるめてやっているものですから、非常に紛らわしいと、予算を審議している以上、議員は住民にも説明する義務があるわけですから、この辺は、ある程度は名称がわかるような謳い方をぜひしてもらいたいと思います。

例えば、今回、補正後、議案第42号、次の議案に備品購入費が出てくるわけなんですけど、例えば、あの備品購入費が一体全体、いつの予算でこういう1,700万円相当の備品が計上されているかという、そこを探るのにひと苦労しました。当初予算でもいま言う謳い方がされています。

備品購入費として1,800万円ぐらい、これの内訳が殆どないわけですよ。これは村長の説明でもこの辺は謳われてないです。ですから、その辺ぜひ副村長、予算を統括する長として、この辺は担当課とも調整して予算作成するときに、この辺の謳い方は明確にしてもらいたいと思います。

そうしないと、私たち予算審議のしようがないです。今回、次に出てくる備品購入費、これを探すのに非常に苦労しました。それも含めて、別に住民に公表してもおかしくない予算ですから、そこら辺は名目もちゃんとして予算の作成をぜひしてもらいたいと思います。以上で

す。

村長は、大方副村長を経由して村長の方に予算はあげるわけですが、担当課長、予算課長、そこを仕切るのは副村長がある程度予算を牛耳っておりますので、最終的には村長までもっていくということですので、ぜひ副村長にこの予算のあり方についての答弁をしてもらいたいと思います。

議長（宮城安志）

副村長、奥間守君。

副村長（奥間 守君）

ただいま5番東江議員のご指摘のとおり、予算書の作り方、いま見ますと、確かに節の名前と説明欄が同じようになって、確かにわかりづらい部分がこれまではあったのかなと思います。

確かに、いま指摘あったとおり、今後はその辺も改善していきたいと、そういうふうに考えております。

そうすることによって、村長の提案理由の説明ももっと短くて済むのかなと、その辺も考えておりますので、その辺は今後改善していきますので、よろしくお願いします。

議長（宮城安志）

休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時12分

議長（宮城安志）

再開します。

審議続行中です。3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

28ページ、教育費の3目ふれあい民俗館の補正額480万円、ちょっと金額見えていますけど、この説明の方をよろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

教育振興課長、濱里篤君。

教育振興課長（濱里 篤君）

それでは、仲田正務議員の質疑にお答えいたします。

教育費の文化財保護費、ふれあい民俗館費の方で、今回、工事請負費ということで484万円を計上いたしておりますが、産業支援センターの前から電柱をふれあい民俗館の手前まで持って行って、それからふれあい民俗館の中では引込柱、それからハンドホールの整備を行って、電源の復旧をしていこうという工事の内容となっております。

議長（宮城安志）

他にありませんか。1番、前川秀和議員。

1番（前川秀和議員）

28ページをちょっと確認したいと思います。28ページの社会教育総務費ですか、その中に海外短期留学の派遣費負担がマイナス59万9千円になってはいますが、これは当初計上した分が多めにやったということで、戻しのものでやっているのか。それとも留学生在が計画より行かなくてそうなったのか、そこら辺をちょっと確認したいと思います。よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

教育振興課長、濱里篤君。

教育振興課長（濱里 篤君）

それでは前川秀和議員のご質疑にお答えいたします。当初予算の方では、通常二人分ということで、例年二人分の予算計上を行っております。

今回、中学校の方に留学の申し込みを募っておりましたが、お一人しか応募がなくて、こちらとしても残念な結果でありましたが、お一人の留学の派遣ということで、その残額分を減額しております。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑を終わります。



これから討論を行います。討論はありませんか。

5 番（東江清和議員）

それでは、今回の補正予算、一般会計、先程、私が質疑しておったんですけど、ぜひ予算項目の節、区分等の名称を節、区分の名称に止まらず、説明の欄でもある程度説明できるような明記をしていただくよう、今後の予算にもぜひ反映されるような予算の作り方に改められるよう要望して、今回の補正予算には賛成の討論といたします。以上です。

議長（宮城安志）

他に討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論を終結いたします。

これから採決を行います。議案第 36 号・令和元年度伊是名村一般会計補正予算（第 3 号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第 36 号・令和元年度伊是名村一般会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 2

議案第 37 号・令和元年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第 37 号・令和元年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の提案理由の説明をいたします。

令和元年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、予算総則第 1 条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ 178 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出

それぞれ1,477万6千円とするものであります。

歳入につきましては、5款繰越金で178万8千円の増額となっています。

歳出につきましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金で111万5千円の増、3款諸支出金で19万円の増、4款予備費で48万3千円の増額となっています。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算補正事項別明細書のとおりであります。

令和元年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めるものであります。

令和元年9月17日、伊是名村長 前田政義。よろしく申し上げます。

議長(宮城安志)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、伊禮正徳議員。

7番(伊禮正徳議員)

1点だけお願いします。7ページです。諸支出金、保険料還付金ですが、例年に比べたら時期にちょっと額が増えているかなという感じがしますが、現状、実際多くなっている原因は何かあったんでしょうか、お願いします。

議長(宮城安志)

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長(諸見美奈子さん)

お答えします。保険料還付金の件についてですが、これは本人死亡及び住民異動による還付ということで、今回59件分を予定しています。その分の予算計上となります。以上です。

議長(宮城安志)

他にありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論を終結いたします。

これから議案第37号・令和元年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第37号・令和元年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第3

議案第38号・令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第38号・令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明をいたします。

令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ597万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億450万円とするものであります。

補正の内容については、歳入において5款繰越金で597万9千円の増額となっています。

歳出において6款予備費で597万9千円の増額となっています。

なお、詳細につきましては、事項別明細書のとおりでございます。

令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を、

地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めるものであります。

令和元年9月17日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

これから質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論を終結いたします。

これから議案第38号・令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第38号・令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第39号・令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第39号・令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明をいたします。

令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、予算総則第1条から第2条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ3,230万4千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1

億 3,113 万 6 千円とするものであります。

歳入につきましては、2 款県支出金で 2,700 万円の増、3 款繰入金で 150 万円の増、4 款繰越金で 230 万 4 千円の増、6 款村債で 150 万円の増額となっています。

歳出につきましては、1 款総務費で 20 万円の増、2 款事業費で 3,136 万 4 千円の増となっていますが、伊是名西部地区施設整備の委託料、工事費の増が主であり、4 款公債費で 64 万円の増、6 款予備費で 10 万円の増額となっています。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号及び同法第 218 条第 1 項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和元年 9 月 17 日、伊是名村長 前田政義。よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 39 号・令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第 39 号・令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 5

議案第 40 号・令和元年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第 40 号・令和元年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）の提案理由の説明をいたします。

令和元年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）は、予算総則第 1 条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ 527 万 1 千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 1,460 万 9 千円とするものであります。

歳入につきましては、2 款繰越金で 527 万 1 千円の増額となっております。

歳出につきましては、1 款事業費で 308 万 8 千円の増となっておりますが、施設管理費の修繕費 300 万円が主であり、2 款予備費で 218 万 3 千円の増となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和元年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）を、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号及び同法第 218 条第 1 項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和元年 9 月 17 日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

これから質疑を許します。3 番、仲田正務議員。

3 番（仲田正務議員）

それでは、6 ページの方をよろしく申し上げます。施設管理費の修繕費が 300 万円ありますけど、この修繕は何の修繕なのか、説明の方をよろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

商工観光課長、前川栄進君。

商工観光課長（前川栄進君）

ご質疑にお答えします。修繕費の方、港湾の係船柱周りのフェンスが腐食している部分の修繕と、あと火災報知器関係の修繕が主です。

議長（宮城安志）

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号・令和元年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第40号・令和元年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第41号・令和元年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第41号・令和元年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明をいたします。

令和元年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第1号）は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の歳出について、2款1項事業費で51節給付金から

88万2千円を減額し、19節負担金、補助金及び交付金へ組替するものであります。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和元年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第1号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和元年9月17日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号・令和元年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第41号・令和元年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時30分

再開 午後 1時30分

議長（宮城安志）

休憩前に引き続き会議を開きます。



日程第 7

議案第 4 2 号・物品購入契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは、議案第 4 2 号・物品購入契約の締結について説明をいたします。

海浜清掃機及び乗用式芝刈機について、次のように財産を取得したいので地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的、海浜清掃機及び乗用式芝刈機購入。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約金額、1,639 万円。4. 契約の相手方、沖縄県名護市伊差川 3 5 番地、ヤンマー沖縄株式会社北部支店長 長堂淳二。

令和元年 9 月 1 7 日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、海浜清掃機及び乗用式芝刈機購入については、伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 4 7 年条例第 3 1 号）第 3 条の規定により議会の議決を必要としますので、本案を提出するものであります。

なお、物品購入概要と物品売買契約書の写しも添付されております。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

議案説明が終わりましたので、これから質疑を許します。質疑ありませんか。3 番、仲田正務議員。

3 番（仲田正務議員）

購入機械 6 台でかなりの高額ですけど、これは機械の倉庫とかは準備されているのでしょうか。その説明をよろしく願いします。

議長（宮城安志）

商工観光課長、前川栄進君。

商工観光課長（前川栄進君）

お答えします。乗用芝刈機については合計 4 台ですけれども、臨海

ふれあい公園のメインスタンドの方に入りますので、そこで保管管理したいと思います。

乗用トラクターとビーチクリーナーですが、それについては保健センターの横のトライアスロン倉庫を整備して、そこで管理する予定でございます。

議長（宮城安志）

3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

わかりました。これは大切な機械ですので、雨ざらしにしないよう大切に使用してもらえたらと思います。以上です。

議長（宮城安志）

他にありませんか。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

ちょっと私勉強不足なのであれなんですけれども、消費税の取扱いは単純にいま見たら10%になっているんですけども、報道されているのでは10月1日というふうに聞いているんですが、これは納品とか、そういう関係で現段階で、この契約で10%としているのか、その辺、説明をお願いします。

議長（宮城安志）

商工観光課長、前川栄進君。

商工観光課長（前川栄進君）

消費税については、10月1日から10%に引き上げられるということでありまして、契約が8月29日契約でやっておりますけれども、納品自体が10月以後の納品予定ですので、ですから、10%としております。以上です。

議長（宮城安志）

休憩いたします。

休憩 午後1時37分

再開 午後1時44分

議長（宮城安志）

再開いたします。

質疑続行中です。5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

ビーチクリーナーですが、伊是名ビーチがいま工事されています。護岸の方も直立型の護岸になりますが、ビーチに対応できるような、例えば乗り入れがスムーズにできるとか、そういうのも考慮されているのか。例えば、こういう機械を入れるのは、村内の海岸一面を全部こういうので対応してクリーンをするということになると思いますが、でもターシの浜辺りは、この機械が自由に乗り入れできないというような感じがするんですが、その辺の説明をお願いします。

議長（宮城安志）

商工観光課長、前川栄進君。

商工観光課長（前川栄進君）

ターシの浜について、ターシの石の方にスロープがあります。そこから行けると判断しております。

5番（東江清和議員）

ビーチ側ですか。

議長（宮城安志）

農林水産課長、諸見直也君。

農林水産課長（諸見直也君）

お答えします。いま直立護岸という話がありましたけれども、あれは隠し護岸と申しまして、養浜が入った場合に水叩工と言うんですけども、そこからはなだらかに養浜が完成しますので、何ら乗り入れには問題ないかと思っております。以上です。

議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

それだけのいい機械を導入するわけですから、海浜の整備に努めていただきたいと思っております。以上です。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。

休憩します。

休憩 午後 1 時 4 6 分

再開 午後 1 時 4 8 分

議長（宮城安志）

再開します。

質疑続行中です。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

これで討論を終わります。

これから議案第 4 2 号・物品購入契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第 4 2 号・物品購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第 8

議案第 3 5 号・北部広域市町村圏事務組合同規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第 3 5 号・北部広域市町村圏事務組合同規約の変更についての提案理由の説明をいたします。

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定に基づき、北部広域市町村圏事務組合同規約を以下のとおり変更することについて議決を求めます。

令和元年 9 月 1 7 日提出、伊是名村長 前田政義。

内容としましては、北部広域市町村圏事務組合規約の一部を変更する規約。

北部広域市町村圏事務組合規約（平成４年県指令総第７３１号）の一部を次のように変更する。

第３条第１５号中「（名護市、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村に係るものに限る。）」を削るといふこととごさいまして、附則として、この規約は、沖縄県知事の許可のあつた日から施行すると。

提案理由が北部広域市町村圏事務組合の共同処理事務である北部広域ネットワークの管理運営に関する事務に国頭村を加えるため、同規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第２９０条の規定により、本案を提出するものであります。

これについては、この括弧書きを取っ払って、次のページに現行と改正案が提示されておりますが、この中において国頭村を加えるといふことについて、改正案の一番下の（１５）北部広域ネットワークの管理運営に関することといふことと提案したいといふことであります。

これは国頭村がこれまで基幹整備がされてなくて加わってなかつたと。今回、加わつたといふことについて括弧書きを取っ払うといふこととごさいます。よろしくお願ひします。

議長（宮城安志）

これから質疑を許します。

（「質疑なし」といふ者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」といふ者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第３５号・北部広域市町村圏事務組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第35号・北部広域市町村圏事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後1時53分

再開 午後2時13分

議長（宮城安志）

再開いたします。

日程第9

陳情第1号・県産品優先使用についてを議題とします。

お諮りします。陳情第1号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、陳情第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

陳情第1号の理由及び趣旨については、お手元に配付してあるとおりです。朗読は省略いたします。

それでは、陳情第1号・県産品優先使用についてを採決します。

お諮りします。本件は、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、陳情第1号・県産品の優先使用については、採択することに決定いたしました。

日程第10

認定第1号・平成30年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

認定第1号・平成30年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について、その概要、及び提案理由の説明をいたします。

平成30年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定については、別添、歳入歳出決算総括表のとおりであります。

歳入においては、1款村税から20款村債までの歳入合計は、予算現額29億6,978万4千円に対し、収入済額30億5,985万9千円で、予算現額に対する収納率は103.03%となっています。

一方、歳出においては、1款議会費から13款予備費までの予算現額29億6,978万4千円に対し、支出済額が27億2,576万円で、予算執行率91.8%となっています。

当該年度決算における形式収支額は、歳入歳出差引額3億3,409万9千円の黒字で、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支額は2億9,609万9千円の黒字となっております。

また、実質公債費比率は、前年度に比べ0.5ポイント減の5.3%となっています。

認定第1号につきましては、監査委員の決算審査意見書に掲げられた指摘事項等について厳粛に受け止め、適切な対策を講じ、今後の財政運営に努めてまいる所存であります。

なお、認定に付するにあたり、決算審査の資料として主要施策の成果説明書及び基金の運用状況調書を同時に提出しております。

以上、認定第1号の概要について申し上げましたが、平成30年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第96条第1項第3号及び同法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

令和元年9月17日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

説明が終わりましたので、これから質疑を許します。

なお、本件については、決算審査特別委員会を設置し、審査する予定でありますので、その点をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。認定第1号・平成30年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定については、決算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。よって、認定第1号・平成30年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。認定第1号・平成30年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定についてを審査するため、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。よって、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置することに決定いたしました。

#### 日程第11

認定第2号・平成30年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

認定第2号・平成30年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、その概要及び提案理由を説明します。

平成30年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、別添歳入歳出決算総括表のとおりであります。

歳入においては、1款国民健康保険税から14款共同事業交付金までの歳入合計は、予算現額2億5,792万7千円に対し、収入済額2億7,405万3千円で、予算現額に対する収納率は106.25%となっています。

歳出においては、1款総務費から15款介護納付金までの予算現額2億5,792万7千円に対し、支出済額が2億4,929万1千円で、



予算執行率 96.65%となっています。

当該年度決算における実質収支額は、歳入歳出差引額 2,476万2千円の黒字となっております。

以上、認定第2号の概要について申し上げましたが、平成30年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第96条第1項第3号及び同法第233条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

令和元年9月17日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

これから質疑を許します。

なお、本件については決算審査特別委員会に付託の上、審査する予定でありますので、その点をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第12

認定第3号・平成30年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

認定第3号・平成30年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、その概要及び提案理由を説明します。

平成30年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、別添、歳入歳出決算総括表のとおりであります。

歳入においては、1 款後期高齢者医療保険料から 6 款諸収入までの歳入の合計は予算現額 1,346 万 8 千円に対し、収入済額 1,369 万 9 千円で、予算現額に対する収納率は 101.72%となっております。

歳出においては、1 款総務費から 4 款予備費までの予算現額 1,346 万 8 千円に対し、支出済額が 1,190 万 9 千円で予算執行率 88.43%となっております。

当該年度決算における実質収支額は、歳入歳出差引額 179 万円の黒字となっております。以上、認定第 3 号の概要について申し上げましたが、平成 30 年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第 96 条第 1 項第 3 号及び同法第 233 条第 3 項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

令和元年 9 月 17 日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

これから質疑を許します。

なお、本件については決算審査特別委員会に付託の上、審査する予定でありますので、その点をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第 13

認定第 4 号・平成 30 年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

認定第4号・平成30年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、その概要及び提案理由を説明します。

平成30年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、別添歳入歳出決算総括表のとおりであります。

歳入においては、1款事業収入から7款村債までの歳入合計は、予算現額2億2,668万6千円に対し、収入済額2億3,186万6千円で、予算現額に対する収納率は102.29%となっています。

一方、歳出においては、1款総務費から6款災害復旧費までの予算現額2億2,668万6千円に対し、支出済額が2億2,588万6千円で、予算執行率99.65%となっています。

当該年度決算における実質収支額は、歳入歳出差引額598万円の黒字となっております。

以上、認定第4号の概要について申し上げましたが、平成30年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第96条第1項第3号及び同法第233条第3項の規定に基づき議会の認定を求めるものであります。

令和元年9月17日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

これから質疑を許します。

なお、本件については決算審査特別委員会に付託の上、審査する予定でありますので、その点をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については、決算審査特別委員会に

付託の上、審査することに決定いたしました。

#### 日程第 1 4

認定第 5 号・平成 3 0 年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

認定第 5 号・平成 3 0 年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、その概要及び提案理由を説明します。

平成 3 0 年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入歳出決算総括表のとおりであります。

歳入においては、1 款事業収入から 8 款村債までの歳入合計は、予算現額 3 億 1, 5 9 8 万 4 千円に対し、収入済額 1 億 2, 2 3 6 万 4 千円で、予算現額に対する収納率は 3 8. 7 2 % となっています。

一方、歳出においては、1 款総務費から 5 款予備費までの予算現額 3 億 1, 5 9 8 万 4 千円に対し、支出済額が 1 億 1, 9 8 9 万 3 千円で、予算執行率 3 7. 9 4 % となっています。

当該年度決算における実質収支額は、翌年度へ繰り越すべき財源 1 6 万 5 千円を差し引いて 2 3 0 万 6 千円の黒字となっております。以上、認定第 5 号の概要について申し上げましたが、平成 3 0 年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 3 号及び同法第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

令和元年 9 月 1 7 日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

これから質疑を許します。

なお、本件については決算審査特別委員会に付託の上、審査する予定でありますので、その点をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。よって、本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第 15

認定第 6 号・平成 30 年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

認定第 6 号・平成 30 年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、その概要及び提案理由を説明します。

平成 30 年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、別添歳入歳出決算総括表のとおりであります。

歳入においては、1 款施設使用収入から 3 款諸収入までの歳入合計は、予算現額 1,324 万 1 千円に対し、収入済額 1,357 万 5 千円で、予算現額に対する収納率は 102.53% となっています。

一方、歳出においては、1 款事業費から 2 款予備費までの予算現額は 1,324 万 1 千円に対し、支出済額が 830 万 4 千円で、執行率 62.72% となっています。

当該年度決算における実質収支額は、歳入歳出差引額 527 万 1 千円の黒字となっております。以上、認定第 6 号の概要について申し上げましたが、平成 30 年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第 96 条第 1 項第 3 号及び同法第 23 条第 3 項の規定に基づき、議会の認定を求めます。

令和元年 9 月 17 日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

これから質疑を行います。

なお、本件については決算審査特別委員会に付託の上、審査する予定でありますので、その点をお含みの上、質疑をお願いします。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。よって、本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第16

認定第7号・平成30年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

認定第7号・平成30年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について、その概要及び提案理由を説明します。

平成30年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定については、別添歳入歳出決算総括表のとおりであります。

歳入においては、1款事業収入から7款諸収入までの歳入合計は、予算現額4億3,568万6千円に対し、収入済額4億4,727万9千円で、予算現額に対する収納率は102.66%となっています。

一方、歳出においては、1款総務費から6款予備費までの予算現額4億3,568万6千円に対し、支出済額が4億416万5千円で、予算執行率は92.77%となっています。

当該年度決算における実質収支額は、歳入歳出差引額4,311万4千円の黒字となっております。以上、認定第7号の概要について申し上げますが、平成30年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第96条第1項第3号及び同法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めます。

令和元年9月17日提出、伊是名村長 前田政義。よろしくお願ひ  
します。

議長（宮城安志）

これから質疑を行います。

なお、本件については決算審査特別委員会に付託の上、審査する予  
定でありますので、その点をお含みの上、質疑をお願いいたします。  
質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については、決算審査特別委員会に付託の上、  
審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については、決算審査特別委員会に  
付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第17

認定第8号・平成30年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算  
の認定について議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

認定第8号・平成30年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算  
の認定について、その概要及び提案理由を説明します。

平成30年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いては、別添歳入歳出決算総括表のとおりであります。

歳入においては、1款財産収入から5款諸収入までの歳入合計は、  
予算現額776万円に対し、収入済額826万3千円で、予算現額に  
対する収納率は106.48％となっています。

歳出においては、1款総務費から4款予備費までの予算現額776  
万円に対し、支出済額が713万3千円で、予算執行率91.92％  
となっています。

当該年度決算における実質収支額は、歳入歳出差引額113万円の

黒字となっております。以上、認定第 8 号の概要について申し上げますが、平成 30 年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第 96 条第 1 項第 3 号及び同法第 233 条第 3 項の規定に基づき、議会の認定を求めます。

令和元年 9 月 17 日提出、伊是名村長 前田政義。よろしくお願いたします。

議長（宮城安志）

これから質疑を許します。

なお、本件については決算審査特別委員会に付託の上、審査する予定でありますので、その点をお含みの上、質疑をお願いします。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

これより決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 2 時 43 分

再開 午後 2 時 53 分

議長（宮城安志）

休憩前に引き続き会議を開きます。

報告をいたします。休憩中の決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長に届いておりますので報告致します。

委員長に 10 番潮平そのみ議員、副委員長に 8 番前田清議員が互選されました。これで報告を終わります。



お諮りいたします。決算審査特別委員会のため、明日9月19日及び9月20日は休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、9月19日及び9月20日は休会することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

散会（午後2時54分）

令和元年第3回伊是名村議会定例会会議録 第3号					
招集年月日	令和元年9月24日				
招集の場所	伊是名村議会議事堂				
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和元年9月24日	10時30分	議長	宮城安志
	閉会	令和元年9月24日	11時05分	議長	宮城安志

議員の出席及び欠席

出席10名 欠席0名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川秀和	出席	8	前田清	出席
2	宮城義秀	〃	9	東江克伸	〃
3	仲田正務	〃	10	潮平そのみ	〃
5	東江清和	〃	11	宮城安志	〃
6	東江源也	〃			
7	伊禮正徳	〃			

会議録署名議員

6番	東江源也	7番	伊禮正徳
----	------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	高良和彦	議会事務局主事	久高孝恵
--------	------	---------	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	前田政義	農林水産課長	諸見直也
副村長	奥間守	建設環境課長	末吉長吉
教育長	名嘉正	教育振興課長	濱里篤
総務課長	兼元清永	住民福祉課長	諸見美奈子
会計管理者	前田秀光	商工観光課長	前川栄進
企画政策課長	神田宗秀		

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和元年 9 月 2 4 日

平成 3 0 年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について
平成 3 0 年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
平成 3 0 年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
平成 3 0 年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
平成 3 0 年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
平成 3 0 年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
平成 3 0 年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について
平成 3 0 年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和元年第3回伊是名村議会定例会議事日程（第3号）

1. 開 議 午前10時30分

2. 付議事件及び順序

令和元年9月24日（火）

日程番号	議案番号	件 名
1	認定第1号	平成30年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について
2	認定第2号	平成30年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
3	認定第3号	平成30年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
4	認定第4号	平成30年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
5	認定第5号	平成30年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
6	認定第6号	平成30年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
7	認定第7号	平成30年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について
8	認定第8号	平成30年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議長（宮城安志）

これから本日の会議を開きます。 （午前10時29分）

会議日程に入る前に9月17日の会議において議員派遣の件で保留とした、第7回いいな運天港まつりの派遣について、全議員による協議会において自主参加することで決定しましたので、報告いたします。

これより本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

ただちに本日の議事日程に入ります。

日程第1

認定第1号・平成30年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第8号・平成30年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで一括して議題とします。

なお、討論、採決は、個別案件ごとに行います。

それでは、日程第1．認定第1号・平成30年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第8．認定第8号・平成30年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定までについて、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、潮平そのみ君。

決算審査特別委員会委員長（潮平そのみ議員）

決算審査特別委員会委員長報告。

本特別委員会は、9月19日の1日間の日程で、審査を行いました。委員長報告を行いますので、よろしく申し上げます。

それでは、あらかじめ配付しました委員会審査報告書を読み上げて報告に代えさせていただきます。

令和元年9月24日、伊是名村議会議長 宮城安志様。決算審査特別委員会委員長 潮平そのみ。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

なお、事件番号、件名、審査結果の順に報告申し上げます。

認定第1号・平成30年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について、

認定。

認定第2号・平成30年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

認定第3号・平成30年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

認定第4号・平成30年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

認定第5号・平成30年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

認定第6号・平成30年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

認定第7号・平成30年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

認定第8号・平成30年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

次に、本決算審査特別委員会における審査の概要を申し上げます。

本委員会は、村長から提出されました決算書、実質収支に関する調書、公有財産調書、主要施策成果説明書、決算付属書類、決算審査意見書等をもとに、議決された予算がその趣旨と目的にしたがって適正に、そして効率的に執行されたかなど、決算の着眼点を念頭に置きながら、慎重に審査を行いました。

以下、決算認定に当たっての質疑概要を申し上げます。

認定第1号・平成30年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について。

1. 本決算書において税及び徴収業務において、現年度分又は過年度分について未済額が多々あるが徴収業務においてどのような徴収努力をしてきたか。また、未済額が減っていないように感じるが、今後どのような対策を取るのかお教え願いたい。
2. 滞納者に対し本村は、顧問弁護士もいるはずだが利用しているのか。
3. 軽自動車税について、所有者が死亡又は不明の場合はどのように対処しているのか説明願いたい。
4. 村税等徴収業務について、徴収率が多少ではあるが落ちているそれはなぜ

か。また村税、固定資産税、軽自動車税等の現年度分が不納欠損処理にされているが、その説明を伺いたい。

5. 村営住宅の未済額について伺いたい。平成30年度分の家賃について、12カ月分滞納している居住者がいるのか伺う。また、そのような方にはどのような徴収努力をしているのか伺いたい。

6. 沖縄振興特別推進交付金(一括交付金)について、当初配分額から今年度配分額がどれぐらい増減しているのか。また、時限立法である本交付金の事業完了まで残り2年あるが、優先順位をつけ事業を実施しているのか伺いたい。

7. 沖縄特定推進事業を調査研究して、本村に誘致できないか伺う。

8. たばこ税について、人口割で交付されるのか、本数割なのか。

9. 諸収入の中の広報いぜなの購読料とあるが、その中身について説明願いたい。また、毎月発行日は決まっているのか。毎月発行出来ない場合は、その購読料は読者に還付するのか。なぜ毎月発行できないのか。その理由と担当職員に対し、どう対処するのか併せて伺う。

10. ゴミ焼却炉の委託完了に伴い直営ですること、臨時職員に焼却炉管理に向けた資格取得のため旅費及び交通費を負担したと思うが、その職員は資格を取得したのか。また、正職員として採用するという事だったが、採用したのか。そうでなければ、いつ採用する考えなのか伺う。

11. 財産収入の土地売払金、また災害復旧費の農業用施設災害復旧費について併せて説明を願いたい。

認定第2号・平成30年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑及び討論なし。

認定第3号・平成30年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑及び討論なし。

認定第4号・平成30年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑及び討論なし。

認定第5号・平成30年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑及び討論なし。

認定第6号・平成30年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑及び討論なし。

認定第7号・平成30年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑及び討論なし。

認定第8号・平成30年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

1. 平成30年度の奨学金貸与者数をお教え願いたい。

以上で、決算審査特別委員会の審査概要を申し上げて、委員長報告といたします。

議長（宮城安志）

これで委員長の報告を終わります。

お諮りします。ただいま報告のありました、平成30年度各会計の決算審査については、全員で構成する決算審査特別委員会による審査のため、運営基準に基づき、委員長報告に対する質疑は省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、委員長の報告に対する質疑は省略することに決定しました。

これから日程第1. 認定第1号・平成30年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

認定第1号・平成30年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

前田村政の平成30年度の施政方針に基づいた、諸施策を評価する決算は、四期最終年度の決算であります。同時に前田村長におかれましては、年度途中での任期を向けた年でもありましたが、村民の再負託を受け5期目のスタートの年ともなりました。

平成30年度の主要施策は農業振興をはじめ、8項目が基本方針として掲げられて、一般会計で執行すべきそれぞれの事業項目を見ると、着実に実施されていることが確認できました。

本決算の内容は歳入総額30億5,985万9,528円、歳出総額27億2,576万426円、差引3億3,409万9,102円、このうち3,800万



円が繰越財源となり、実質収支額は2億9,609万9千円の黒字決算であります。

また、執行率合計が91.8%と高く、健全な財政運営に努められていることが確認でき、効率的な決算であり、高く評価されます。

引き続き、今後とも厳しい財政状況の中、村長を先頭に職員一丸となって、村発展に最大な効果を発揮されますことを期待するものであります。

よって、本員は認定第1号に賛成といたします。議員の皆さん、私の賛成討論に賛同され賛成されますようお願いいたしまして、賛成討論を終わります。  
議長（宮城安志）

他に討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号・平成30年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、認定第1号・平成30年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第2．認定第2号・平成30年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論ありませんか。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

認定第2号・平成30年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

本決算は、歳入総額2億7,405万3,934円、歳出総額が2億4,929万1,650円、実質収支額が2,476万2,284円の黒字となっております。

皆様ご承知のとおり、国民健康保険制度は、主として農民や漁民、自営業者などを対象とする医療保険であり、病気やケガによる医療費などの出費に対して、自己負担が軽減され、安心して医療が受けられる素晴らしい制度であります。

そして本決算では、平成29年度の収納率が56.6%に対し、平成30年度では75.9%と大変大きく改善が見られます。今後もますます健全で安心できる制度運営に期待して、認定第2号・平成30年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成いたします。

議長（宮城安志）

他に討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号・平成30年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定であります。

お諮りします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数です。よって、認定第2号・平成30年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第3．認定第3号・平成30年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

認定第3号・平成30年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

村では、いよいよ高齢化が進み、30%台に突入し、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる時期は避けられるものではなく、高齢者医療費、保険料の引き上げも予想されます。

引き続き健康増進予防事業等と連携して、健康長寿村を目指し、高齢者一人一人の医療費を抑えられることが大きく期待されます。

本決算の内容は、歳入総額1,369万9,233円に対し、歳出総額1,190万9,795円で、実質収支は178万9,438円である。

なお、本予算は広域連合と密な連携を図り遂行すべきでありますので、特に不用額には重視し、今後の遂行に期待します。

全体的には、例年の執行率で適正に遂行された決算として評価されます。よって、本員は認定第3号に賛成といたします。委員の皆さん、私の賛成討論に賛同され賛成されますようお願いいたしまして、賛成討論を終わります。

議長（宮城安志）

他に討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号・平成30年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、認定第3号・平成30年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第4．認定第4号・平成30年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

認定第4号・平成30年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論いたします。

平成30年度決算について、歳入総額が2億3,186万6,032円、歳出

総額が2億2,588万5,660円、実質収支で598万372円の黒字決算となっております。

歳入予算額と歳入調定額においては、929万6,184円の差がありますが、健全な運営がなされているものです。

平成30年度からは、淡水化施設から良質な水を供給するための水道管布設替え工事も進んでおります。これからは快適な生活環境が期待できますので、今後も簡易水道事業の健全な運営を期待するものであります。

よって、平成30年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に賛成いたします。

議長（宮城安志）

他に討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号・平成30年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、認定第4号・平成30年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第5．認定第5号・平成30年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。1番、前川秀和議員。

1番（前川秀和議員）

認定第5号・平成30年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

本決算は、歳入総額1億2,236万4千円、歳出総額1億1,989万3千円で、実質収支額230万6千円で黒字となっておりますが、監査意見書によ

ると、前年度実質収支額 268 万 5 千円を差し引くと、単年度においては、37 万 9 千円の赤字となっております。

決算書の歳入、未済額 166 万 2 千円、歳出、不用額 123 万 7 千円が気になるところではございますが、今後の健全な会計運営を期待し、私は認定第 5 号・平成 30 年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算に賛成いたします。

議長（宮城安志）

他に討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第 5 号・平成 30 年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、認定第 5 号・平成 30 年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第 6. 認定第 6 号・平成 30 年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。9 番、東江克伸議員。

9 番（東江克伸議員）

それでは、認定第 6 号・平成 30 年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

本決算は、歳入総額 1,357 万 5,961 円、歳出総額 830 万 4,748 円、そして実質収支額が 527 万 1,213 円となっております。

せっかく繰越がこれだけありますので、どうぞその財源を施設整備などに有効に使って下さい。

また、ターミナル食堂も早めに開店できるよう、ぜひ努力して下さい。

そういうことで、ぜひとも今後施設利用者が喜んで利用できるよう、もっともっと頑張ってください。

私は、認定第6号・平成30年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算に賛成いたします。

議長（宮城安志）

他に討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号・平成30年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定であります。

お諮りします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、認定第6号・平成30年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第7．認定第7号・平成30年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

認定第7号・平成30年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

歳入総額4億4,727万9,131円、歳出総額4億416万5,040円、実質収支額4,311万4,091円の黒字となっております。

フェリーいげな尚円が就航して4年、これからも島民の足として、また船を利用する皆様の安全で快適な船旅ができますよう、今後も頑張ってください。

そして船長をはじめ、全船員が安全第一をモットーに航海に努められますようお願いいたします。私の賛成の討論といたします。

議長（宮城安志）

他に討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第7号・平成30年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定であります。

お諮りします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、認定第7号・平成30年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第8. 認定第8号・平成30年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。8番、前田清議員。  
8番(前田 清議員)

認定第8号・平成30年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論いたします。

この会計は、ご承知のように本村の子どもたちの将来を担う人材育成を図る資金援助会計といっても過言ではありません。

また、この会計制度を大きく活かし、子どもたちに夢と希望を与える大切な会計でもあります。

今後、ますますの健全な会計運営を期待したいと思います。よって、認定第8号・平成30年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算に賛成いたします。  
議長(宮城安志)

他に討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第8号・平成30年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、認定第8号・平成30年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。本定例会で議決されました事件について、その条項・字句・数字・その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、条項・字句・数字・その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

9月17日から始まりました、令和元年第3回伊是名村議会定例会は、予定されておりました議案が議員各位、並びに執行部の協力により、無事終了することができました。ここに感謝申し上げます。

これで令和元年第3回伊是名村議会定例会を閉会いたします。

閉会(午前11時05分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員



令和元年第3回伊是名村議会定例会 決算審査特別委員会会議録 第1号				
招集年月日	令和元年9月19日			
招集の場所	伊是名村議会議事堂			
開会・閉会	開議	令和元年9月19日	10時30分	委員長 潮平そのみ
委員長宣告	閉会	令和元年9月19日	13時47分	委員長 潮平そのみ

委員の出席及び欠席

出席9名

欠席1名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川 秀和	出席	8	前田 清	出席
2	宮城 義秀	〃	9	東江 克伸	〃
3	仲田 正務	〃	10	潮平そのみ	〃
5	東江 清和	〃	11	宮城 安志	欠席
6	東江 源也	〃			
7	伊禮 正徳	〃			

職務のため委員会に出席した者の職氏名

議会事務局長	高良 和彦	議会事務局主事	久高 孝恵
--------	-------	---------	-------

伊是名村議会委員会条例第19条の規定により、説明のため委員会に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
副村長	奥間 守	農林水産課長	諸見 直也
教育長	名嘉 正	農林水産課補佐	高良 武
総務課長	兼元 清永	建設環境課長	末吉 長吉
総務課係	前川 愛理	建設環境課補佐	東江 力志
会計管理者	前田 秀光	商工観光課長	前川 栄進
企画政策課長	神田 宗秀	商工観光課係	東江 紀之
企画政策課補佐	前川 尚也	教育振興課長	濱里 篤

住民福祉課長	諸見美奈子	教育振興課補佐	上地史修
住民福祉課係長	比嘉尚志		

決算審査特別委員会 議事日程（第1号）

1. 開議 午前10時30分
2. 付議事件及び順序

令和元年9月19日（木）

日程番号	議案番号	件名
1	認定 第1号	平成30年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について
2	認定 第2号	平成30年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
3	認定 第3号	平成30年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
4	認定 第4号	平成30年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
5	認定 第5号	平成30年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
6	認定 第6号	平成30年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
7	認定 第7号	平成30年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について

8	認 定 第 8 号	平成30年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算 の認定について
---	--------------	-------------------------------------

委員長（潮平そのみ）

決算審査特別委員会の開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。

9月18日の本会議において、決算審査特別委員会が設置され、その後における委員会の会議において、わたくし潮平が委員長に互選されました。大変光栄に存じます。

委員長の職を十分に果たせるように委員各位のご協力を得てスムーズな委員会運営に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

決算については、委員各位もご承知のとおり「予算が議決した趣旨と目的にしたがって適正に、そして効率的に執行されたかどうか」、それによって「どのような行政効果が発揮できたか」、「歳入の確保の努力が十分であったか」など、決算の着眼点を念頭におきながら慎重な審議をお願いしたいと思います。

なお、委員会の審査期間は本日1日間となっておりますので、より効率的に委員会運営ができますよう、各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

ただいまから決算審査特別委員会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の審査事項は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

本日は、説明のため副村長、教育長、各課長、会計管理者、補佐、係の出席を求めました。

それでは、審議に入ります。

日程第1

認定第1号・平成30年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本決算については、本会議において内容の説明をしておりますので省略します。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を許します。質疑ありませんか。9番、東江克伸委員。

9番（東江克伸委員）

歳入の12ページ、軽自動車税の現年度分の収入が64万1,600円、収入未済額64万1,600円、これ何件分なのか。それと調定額の724万2千円、これも何件分なのか。

それと29ページの村営住宅家賃の未済額、備考欄で51万3,729円という額になっておりますけど、それを確認お願いします。

委員長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時38分

委員長（潮平そのみ）

再開します。

他にございませんか。8番、前田清委員。

8番（前田 清委員）

本一般会計において、現年度分もしかりですけど、過年度分、未済額が多々あるんですが、これまで徴収にあたってどういった努力をされてきたのか。

それと当初額がなかなか減っていないのが現状で、決算書の中を見てみましたら毎年毎年増えつつあるのが現状であります。今後の対策をどのように考えているのか、この辺り聞かせて下さい。

委員長（潮平そのみ）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

お答えします。私たちも村税等々の徴収については、現年度分は96%、97%いっているんですけども、過年度分が全体を通しての徴収率が低いというのが要因となっております。

一昨年ぐらいから滞納分については、財産の差し押さえもして取り組んだ結果、今年においては、過年度分の徴収率もかなり上がってきております。

今後も滞納処分ですか、そういったのを積極的にやりながら、徴収率の向上に努めてまいりたいと思います。

委員長（潮平そのみ）

8番、前田清委員。

8番（前田 清委員）

確かにおっしゃるとおり努力されているということで内容はお聞きしていますが、やはりそこで滞納の方たちにももちろん理解をしてもらうのは当然の話だと思いますが、例えば、どうしても徴収が見込めないという方々もいらっしゃると思いますが、そのあたり確か以前に弁護士等々、司法書士等々の費用の予算も計上したかなという記憶はしておりますが、そのあたりの手続きもされた経緯もあろうかと思えますけど、そのあたりの流れはいまどのようになっているのか、お聞かせ下さい。

委員長（潮平そのみ）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

お答えします。村では、おっしゃるとおり顧問弁護士の方をしておりますけれども、税に関しては、いままで弁護士に相談したという経緯はございません。

委員長（潮平そのみ）

休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時48分

委員長（潮平そのみ）

再開いたします。

他に質疑ありませんか。6番、東江源也委員。

6番（東江源也委員）

同じく税に関してなんですけど、ご存じのとおり、軽自動車というのは村が税を管理しているんですけど、これはおそらく払ってない人もいると思うんですけど、車検が切れて、抹消しなければ税はずっと発生します。

おそらく幽霊車になっているのも多々あると思うんですけど、そう

いったのを注意しながら、税を減らしていけると思うんですけど、その辺どうですか。

委員長（潮平そのみ）

総務課、前川愛理さん。

総務課（前川愛理さん）

お答えします。軽自動車税に関しては、こちらでも車検切れ等把握しており、亡くなった方の課税されているのも確認しております。

ご家族の方に抹消手続きをしてもらったり、抹消するまでは税金が発生しているので、その分は納付していただくように徴収もしています。

委員長（潮平そのみ）

6番、東江源也委員。

6番（東江源也委員）

いろいろ努力しているということがわかりました。今後とも一生懸命頑張ってください。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。2番、宮城義秀委員。

2番（宮城義秀委員）

私の方からも税のことにつきまして、激励の意味で質問させていただきたいなと思います。

いま3名の方々からいろいろ税のことにつきましてご質問があって、私も前担当と言いましょか、大変心苦しいような感じであるんですけども、ぜひこれからの皆さんにも頑張ってもらいたいということで、私の方から質問させていただきたいなと思います。

決算書、それから付属資料、監査意見にも不納欠損及び村税の徴収率が示されております。村の監査委員の資料7ページを見てみますと、26年度以降、30年度まで徴収率がわずかではありますけれども、年々徴収率が上がっているということを見ますと、やはりこれも職員が集合徴収や夜間徴収なり、いろいろ努力された結果ではないかということで大変喜んでいただいているところでもあります。

ただ、その中で本年度分においてちょっとわからない面があったものですから、その点についてお聞かせいただきたいなと思いますけれども、決算書、歳入の12ページ、村税の事項別明細書があるんですけども、この中で村民税、固定資産税、軽自動車、その中で不納欠損額が落ちているんですけども、現年度、村民税等についてはわかりやすいんですけども、固定資産とか、軽自動車税で現年度分が不納欠損されているということなんですけれども、原因につきましては、所在不明になったり、死亡なされたりとか、いろいろな場合があって、そういうこともあるのかなと思うんですけども、今回、固定資産税、それから自動車税、そういった場合に不納欠損、前年度で行われたその経緯とか、説明、詳しいことでも、概略でもいいですから、わかりましたら説明の方をお願いいたします。

委員長（潮平そのみ）

総務課、前川愛理さん。

総務課（前川愛理さん）

現年度分の不納欠損についてお答えします。この方は、滞納繰越分に関しても滞納がある方なんですけど、30年度に病気で倒れられて障害が残っている方です。

もうこれ以上、改善の見込みがないということで、生保受給を開始しております。それだけでは通常、不納欠損はしないんですけど、ただ、差し押さえはもうできなくなっており、公売等、固定資産は未登記還付関しての税金が課されている状態だったんですけど、この未登記家屋を公売にかけ処分して、未納徴収分に充てようかという検討はしたんですけど、家屋の状態により、登記と土地が所有者が別ということと、家屋がいま台風、災害があるとすぐ壊れるような状態で、公売に出しても費用等を鑑みると、こちらに収入が入ってくるかというところと難しいところがありまして、こちらは地方税法15条の7により停止し、消滅することにしました。

委員長（潮平そのみ）

2番、宮城義秀委員。



2 番（宮城義秀委員）

確かに前川さんからあったように、金額にしても固定資産税 8,500 円と、非常に小さい額で、お家の方が税がかかっている、土地でしたら永久的に存在するものですから、こういったところがすぐに不納欠損になるのかなとちょっと勘違いしていた点もありまして、いま聞くとすぐにも壊れそうな家屋だということを知りまして少し安心したんですけれども、また、額も小さく、その費用対効果も検討されてやられているということを知りまして、大変頑張っているんだなというふうに思っております。

いろいろな会計におきましても、やはり村の中で大変重要な財源でございますので、いま皆さんが努力されて徴収率を上げられていることは、本当にご苦労しているんだなということを考えるところであります。

今後、税の徴収はもっと難しくなるのかなと思ったりもしておりますので、先程来、他の委員からも言われているように、専門家等を招聘して、意見を聞いたり、さらなる税の徴収、そういったことにぜひ職員の方も頑張ってもらいたいということの激励を込めて、私の答弁を終わります。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑はありませんか。9 番、東江克伸委員。

9 番（東江克伸委員）

先程は大変失礼いたしました。村営住宅の未済額について、ちょっとお伺いしたいと思います。

現年度分で 83 万 1 千円、58 カ月分ありますが、その中で 30 年度、一度も徴収されていない世帯ってあるんでしょうか。

委員長（潮平そのみ）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまのご質問にお答えします。30 年度の現年分という解釈でよろしいですか。一度も納付していない方がいらっしゃいます。

委員長（潮平そのみ）

9番、東江克伸委員。

9番（東江克伸委員）

何件かはあとで教えてもらうとして、この一度も支払わない世帯は、皆さん、どういうふうな徴収をしているのか。おそらく低所得者で徴収できないのか。6世帯分ぐらい年間ありますので、その辺の徴収どういうふうに行っているのか、よろしく願いいたします。

委員長（潮平そのみ）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

滞納家賃の徴収業務については、夜間訪問、それと督促状、あるいは電話での催告を行っております。

先程、副村長から答弁がありましたとおり、家賃の滞納を強化しようということで、家賃の滞納分に関する取扱要綱をいま整備しようかと思って、沖縄県の要綱、あるいは北部12市町村の滞納の事務処理について電話等々で聞き取り調査を行いながら、いま要綱の整備に取り組んでいるところであります。以上です。

委員長（潮平そのみ）

9番、東江克伸委員。

9番（東江克伸委員）

家賃はできるだけ滞納がないように、いま住宅に住んでいる大体の方は払っていると思いますので、ぜひ、そういう人たちが払ってないということを嫌な気持ちにならないように皆さん頑張って、要綱なども今後変えていくということですので、ぜひ努力をして、過年度分も500万円、600万円近くありますので、これ以上、増えないように努力して、徴収するようによろしく願いいたします。以上です。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。8番、前田清委員。

8番（前田 清委員）

一括交付金事業について、参考までにお聞きしたいと思います。確

か一括交付金の市町村配分3億円だったと記憶しておりますが、いま現在、2億3,000万円ぐらいではなかったかなと想定されるわけですが、今後、この一括交付金事業の配分枠がどれぐらいまで減額になっていくのか、あるいはまた増額になっていくのか、そのあたりの詳しい見方、想定も含めてお聞かせ下さい。

委員長（潮平そのみ）

企画政策課長、神田宗秀君。

企画政策課長（神田宗秀君）

委員のご質問にお答えいたします。一括交付金は平成24年、30年度で7年目が終わり、今度8年目であります。24年から3億円、25年2億8,000万円、26年2億8,900万円、27年が3億7,600万円、28年が2億8,300万円、29年が2億4,300万円、30年度が2億2,400万円、そして本年度が2億1,400万円、途中、上がった分に関しては、追加要望を活かしてもらった分なんです。実際、傾向を見ると年々下がってきていると、新聞報道でも削られているという報道もあります。残り2年です。少しは減る傾向にあるのではないかと担当課の方では推測しております。

委員長（潮平そのみ）

8番、前田清委員。

8番（前田 清委員）

時限立法ですから、これからどんどん減額されていくという答弁でしたが、やはり本村は、この事業の中に順位をつけて、何を整備していくんだということで計画はされているものと思いますが、残りの2年の間に、ますますこの交付金は減額されている中で、どの順位で残りの2年間でもっていくのか。そのあたりと、また、今後これがどれだけ整備できるのか。そのあたりちょっと聞かせて下さい。

委員長（潮平そのみ）

企画政策課長、神田宗秀君。

企画政策課長（神田宗秀君）

先日の予算説明でもあったように配分額より多めに予算措置した

りということで調整はしております。

しかし、いまちょうど継続している事業というのが結構あったりということで、この事業はいいなということで継続しているのが大半です。新規での芽出しというのはなかなか難しい状況ではあります。

今回、新たに定住促進住宅、これも継続してやるということでありますので、なかなかこの配分額での新規で新たにというのは難しいところだとは考えておりますが、その辺はまた特別枠とか、もし、ぜひこの事業をやりたい話とか、そういったものでの提出を進めていけたらなということを考えております。

委員長（潮平そのみ）

8番、前田清委員。

8番（前田 清委員）

せっかくいま答弁の中にもいい回答がありましたが、この若者独身住宅ですか、課長の方からいまその話が出たんですが、今回、仲田地区が発注されて、年内には竣工の運びとなることは皆さんご承知と思いますが、今後、各集落、当然ながらやっていかないといけないかなということで思っていますが、村としては、その2年の間にできるのか、そのあたりも聞かせていただけたらと思います。

確実にできるのはどこまでなのか、そのあたり詳しく聞けたらなと思います。

委員長（潮平そのみ）

企画政策課長、神田宗秀君。

企画政策課長（神田宗秀君）

計画では残り2年なんですが、本年度、仲田区、当初6棟でしたが、建築費の高騰によって3棟ということで、残り6棟については順次、仲田、内花、勢理客、伊是名という形の計画をしております。

令和3年度までですか。残り2年では、内花、勢理客までの計画をしております。その中で継続してこの一括交付金事業が続くのであれば、伊是名、また、仲田の3棟という形の計画をできればというふうに考えています。その辺はまた主管課である建設課とも調整しながら

ら進めていければと思います。

委員長（潮平そのみ）

8番、前田清委員。

8番（前田 清委員）

時限立法ですので、なんとか折衝して竣工に頑張っていたいただければなど、これができるとおそらく村民の若い独身の方たちは一番喜びを感じるのではないかなど、そのように思っています。

そして島でも現状の中で貸家がない、住むところが少ない、そのような環境の中ですから、住むことができれば一番喜びではないかなど、また、どんどん島に帰ってきて、ここで住むという環境が増えるのではないかなど期待しております。頑張ってください。

実は、話は別ですが、いま同じ内閣府の事業の中で市町村がやる気があれば、直接配分するという直轄事業があるわけですが、そのあたりを鑑みして、いろいろな事業を模索することはできないのか、そのあたりどのように考えているのか、あるいは考えてないなら取り組むべきではないかということによって思っているんですけど、そのあたり企画ではどうなんですか。

委員長（潮平そのみ）

企画政策課長、神田宗秀君。

企画政策課長（神田宗秀君）

委員のおっしゃられている事業は、沖縄特定推進事業、今年30億円あるということで、説明会でも聞きました。その辺の制限で、これは過去の一括交付金等々あげられてない新しい事業、市町村事業も含めて、また、民間と協力しての事業、そういうものを考えて下さいということの説明を受けておりました。

また、新規に何をやるかということのものはまだ企画の方で具体的に計画はしておりませんので、今年が最初なので、そういった事例も出てくると思います。それも見ながら考えていければと思っています。

委員長（潮平そのみ）

8 番、前田清委員。

8 番（前田 清委員）

実は、私共、自由民主党党员として会派も本議会で結成をしておりますが、その中でどこの市町村も財政的な立場で何か事業するときには、やはり資金的なものが一番悩みの種だと思うわけではありますが、その関連で私たち内閣府の一括事業、その事業は伊是名村に優遇できないか、そのあたりは調査研究している最中ではあるんですが、例えば、この事業で事業主体が市町村自治体の主観的な内容になっておるわけではありますが、自治体がやる気を起こし、あるいはぜひ自治体やりたいんだという強い試みを打ち出せば、何とか期待はできるものだと僕は思っております。

この事業は、確かいま答弁の中で当初30億円でやって、いま50億円に格上げされております。その配分はますます期待ができる事業ではないかなと思っておりますので、ぜひ頑張ってください、足並みを揃えて、村長はじめこの事業に取り組んでいただければなと思っております。

また、この補助率も一番いいので10分の9、すごい補助率もありますので、どうしても計画してやっていかなければならない事業、ハード、ソフトも含めて一緒に中に取り入れて計画して行って頑張ってくれたらなというふうに思っておりますので、頑張ってください。以上であります。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。3番、仲田正務委員。

3番（仲田正務委員）

私の方から13ページの村税、ちょっと勉強のために伺いたいと思います。市町村たばこ税、村税として金額が大きいんですけど、この税は人口配分で金額が決まっているのか。その説明をよろしく願います。

委員長（潮平そのみ）

総務課、前川愛理さん。

総務課（前川愛理さん）

お答えします。たばこ税の税額なんですけど、本数掛けるの税額となっておりまして、三級たばこと旧三級以外のたばこというのがありまして、うるまとマイルドセブンの税額がちょっと変わっております。

委員長（潮平そのみ）

3番、仲田正務委員。

3番（仲田正務委員）

わかりました。また、毎年の推移というのは上がっているのか、下がっているのか、ちょっとお願いします。

委員長（潮平そのみ）

総務課、前川愛理さん。

総務課（前川愛理さん）

お答えします。たばこ税に関しては、税収が年々下がってきております。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。6番、東江源也委員。

6番（東江源也委員）

諸収入の中に広報いぜなの購読料31万円余りとあるんですけど、これは島外の方が読むために行っているものでよろしいですか、説明をお願いします。

委員長（潮平そのみ）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

お答えします。これは島外の方に発送する郵送料となっております。

1年に一回、千円の徴収をしております。

委員長（潮平そのみ）

6番、東江源也委員。

6番（東江源也委員）

発送料ということなんですけど、ご存じのとおり広報の発行が遅れて、2カ月に一回にまとめたり、出なかったり、こういった場合、徴収し

た発送料というのは、どういうふうにして返還するのか。お断りする  
のか。その辺はどう考えますか。

委員長（潮平そのみ）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

お答えします。おっしゃるとおり、本年度に入ってから広報の発行  
が定期的に発行できてないということは大変申し訳なく思っております。

この発送料については、いまご質疑あったように、まだ私たちの方  
ではこれを返還するとか、そういった具体的な取り組みについてはま  
だ検討はしておりませんが、今後検討していきたいなと思っております。

委員長（潮平そのみ）

6番、東江源也委員。

6番（東江源也委員）

これは年間12回発送するという事で徴収していると思うので、  
その辺は購読料を払っている方に誤解されないようお願いしたい  
と思います。

それともう1点、この広報の発行日なんですけど、発行日というの  
を定期的に決めて発行するという事はできないでしょうか。村民か  
ら大変苦情が多くありますが、その辺、検討されてますか。

委員長（潮平そのみ）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

お答えします。広報の発行は、以前から毎月5日発行というふう  
には決まっております。ですから、先程来、大変申し訳なく思っている  
んですけども、いま定期的に発行ができてないということを深くお  
詫び申し上げます。

委員長（潮平そのみ）

6番、東江源也委員。



6 番（東江源也委員）

発行できてない理由というのは、担当が職務怠慢であると思えません。その辺の責任問題とかを考えて、しっかりと仕事をやってもらいたいと思います。以上です。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。9 番、東江克伸委員。

9 番（東江克伸委員）

歳出の 66 ページ、廃棄物処理技能講習研修会 44 万 3,085 円ということで、これはごみ焼却炉の職員の研修会二人分だと思うんですけど、確かこの講習会は、前の会社の方が委託して、そのまましているのを引き継いで運営しているということでしたけど、現在この二人、講習会へ行って資格取ってきているのかということをお伺いしたいと思います。

委員長（潮平そのみ）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

お答えします。お二方、免許取得しております。

委員長（潮平そのみ）

9 番、東江克伸委員。

9 番（東江克伸委員）

二人が免許取得しているということは、前回までは施設の管理は前の委託業者だったということですが、新年度からかわかりませんが、その人の名義でやるのか。その辺よろしく願いいたします。

委員長（潮平そのみ）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまの質問にお答えします。年明け次年度から臨時職員の制度内容が大きく変わってきます。ですから、村全体の臨時職員としての取り扱いが大きく変わっていきますので、それを個人に委託できるものなのか。あるいは会社としての委託ができるのか。それを年度内に

整理して方向性を決めたいと思っています。

委員長（潮平そのみ）

9番、東江克伸委員。

9番（東江克伸委員）

30年度、12月の定例会のときにごみ焼却炉の話が出ましたけど、当時その時、村から研修会に派遣して資格を取ったら職員に採用するような話を休憩のときに話したのか、議事録には載ってないんですけど、議員の方にもそういう話がありましたよねと聞いたら、みんなそういう話だったよというふうな皆さん話でしたけど、そういう方向でもっていくのか。職員として採用してやっていくような話を聞いたんですけど、そういうふうにもっていくのか。村長、お願いします。

委員長（潮平そのみ）

副村長、奥間守君。

副村長（奥間 守君）

ただいまの件にお答えいたします。これまで焼却炉の委託事業、ある業者の方に委託していましたが、そちらの都合でできないということでありましたので、村としても職員を研修に行かせて、資格を取らせて村の直営でやる方法で進めていこうということで、実際、現場で働いていた二人を研修に行かせて資格も取得しております。

それも村としては採用前提でありましたけど、話を進めていくうちに最終処分場の資格も必要になってきたということがありまして、その資格も取らせて来年4月に向けて採用していこうというふうに村は考えております。以上です。

委員長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時26分

委員長（潮平そのみ）

再開します。

9番、東江克伸委員。

9 番（東江克伸委員）

いまのことを再度お伺いします。最終処分場の資格を受けさせると。その旅費も村が持つと、資格も取ったら採用するような方向にもっていくということで村長いいんですか。

委員長（潮平そのみ）

副村長、奥間守君。

副村長（奥間 守君）

当初から本人たちにも資格を取ってきたら村としては採用するという話で研修も行ってもらっています。

前は旅費と研修費、どちらかだっかはっきり覚えてはないんですが、本人負担もありますので、全額村が負担どうのこうのではなくて、とにかく資格を取ってきて、村が直営でしますので、そのときは採用するという方向であります。以上です。

委員長（潮平そのみ）

9 番、東江克伸委員。

9 番（東江克伸委員）

ごみ焼却施設、最終処分場、村でなければどうしようもないわけです。若い二人がやりたいということであれば、全面バックアップして、また、その後は採用して、ごみ処分場を島外にもって行くわけにはいきませんので、ぜひそういう方向で検討していただきたいと思います。以上で質問を終わります。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。7 番、伊禮正徳委員。

7 番（伊禮正徳委員）

今回の決算書を全体的に見ますと、歳入も支出もそれぞれ努められて黒字という決算の報告を受けております。大変お疲れさまでした。高く評価したいと思います。私は、今回のこの決算書の中で、特に費目存置になっているところ 1 件だけ確認させていただきたいと思います。

それでは 26 ページの歳入、不動産売却収入なんですけど、収入は金

額問わず歳入が例えば歳出にも反映されるということをご承知だと思えます。

そこで当初、費目存置だったその金額はどこに歳入でしょうか、まず確認したいと思えます。

委員長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午前 11時30分

再開 午前 11時31分

委員長（潮平そのみ）

再開します。

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

3年前、個人の方に村有地の方を売却したんですけれども、それをずっと委託してなくて、払い下げの方が農地の方を小作してなくて、農業委員会の方からも指摘を受けたものですから、本人に小作の意思があるかどうかの確認をしまして、小作の方はしないということでしたので、そこで払い下げした料金を。

委員長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午前 11時33分

再開 午前 11時36分

委員長（潮平そのみ）

再開します。

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

お答えします。これは内花の村有地を売却した収入でございます。

委員長（潮平そのみ）

7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

財産管理台帳等々あるはずですけども、そんなに難しかったんで

しょうか。これは農地だとたぶん思って、村有地の予算関係だと思ったんですけど、いま宅地ということだと思われま。それは別にそれでいいと思います。

実は、こういう形で村有地の払い下げ、いま総務課の方に財産管理の方がいますけれども、農地がいまあるかどうか、そのあたりの業務が執行されているかどうか、このあたりを確認しようと思っていたところであります。

つまり村有地売却そのまま継続されてやっているかどうか。まだまだ農地の方には村有地がたくさん残っているわけです。それが進められているかどうか、毎回こういう形で費目存置になっているのか、いま現状はどうなっているのか。

委員長（潮平そのみ）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

お答えします。申請が上がりましたら売却の手続きは進めております。最近、ここ数年、なかなか農地を購入する方はおりませんので、毎回、費目存置の方でやっております。

委員長（潮平そのみ）

7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

農地売却の方針は以前から出されていて、その都度、全部売却していくという方針だと思うんですが、まだまだ残っているということは、申請が個人から上がってくればではなくて、こちらからお願いして処分する方法をしなければ、いつまでもそのままという、その小作料は取られているんですか。

委員長（潮平そのみ）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

お答えします。契約されている賃貸人については、ちゃんと小作料の方は徴収しております。

委員長（潮平そのみ）

7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

いま申し上げたとおり、できましたら売却の方向で用地を担当課で財産管理と同時に進めて行っていただきたいと、歳入がその分、少しでも1円でも増えていく、そういうことが望ましいのではなかろうかと思ひまして、確認しました。以上、収入の分は終わります。

歳出にあと1点だけお願いしたいと思ひます。99ページ、ここも費目存置の予算項目、災害復旧費なんですけど、まずここにも目の方で何点かあるんですけども、各災害、特に今回農漁業災害の方で大きな額があります。

これは先の平成30年の集中豪雨あたりの災害かなと予想されますけど、その中で確認させていただきます。この事業は何カ所ぐらい災害だったのか、そこを確認させて下さい。

委員長（潮平そのみ）

農林水産課長、諸見直也君。

農林水産課長（諸見直也君）

お答えします。おっしゃるとおり、昨年6月の豪雨によって被災した箇所でございます。災害の工事箇所については、千原の方が1カ所、それから崎原ダムの方が1カ所となっております。その他にも何件か簡易的な崩落というのは数件はございます。以上です。

委員長（潮平そのみ）

7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

災害事業は発生してから即手続きをされるということで、殆ど普段はそんなくない事業だと考えられますが、そこにもまた不用額が出ているということは、これは致し方ないものだと思います。

というのは、入札残があつたりして、単費に含まれていたものがそのまま増額になっていることは、災害の場合は仕方ないと思っております。

ただし、今回の災害、先の一般質問にも出したんですけれども、さらにこの災害がこうして何年ぶりかに予算がいまパッと見たら、そんな感じがします。何年ぶりかの災害事業だと思うんですけれども、先の議会、僕らがまだ議員にならない前の議員の方々、この集中豪雨の災害対策を早めにしてほしいということで、各字、勢理客、伊是名の対策の質問があったことを覚えているかと思います。その対策は、災害時には該当されない事業だったんでしょうか。その後、災害が出たら事業を見つけるということで話は議事録にはあったと思うんですけれども、つまり伊是名の浸水対策、排水の末端の関係、勢理客の浸水の箇所、今後も集中豪雨があった場合は、そういった現状になるかもしれません。その対策は、災害でこういったことをこれにのつけたのかどうか、その辺りはのつけられなかったものなのか、ちょっと確認したいと思います。

委員長（潮平そのみ）

農林水産課長、諸見直也君。

農林水産課長（諸見直也君）

お答えします。農林の方で、主に農地に対しての災害があった場合は対処しておりますけれども、いま言った浸水に関する件ですか、特に沈砂池とかは被災はしておりません。そういった施設の改修に関して、災害が適用されているのがありまして、それでいま適用しております。

その他については、いまおっしゃられた浸水に関しての災害というのは、おそらくうちの方では適用はないかと思います。あとはまたそういった排水路の拡張とか、そういった災害に対処していくことになるのかなと思っております。以上です。

委員長（潮平そのみ）

7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

わかりました。そういうことでありますので、災害カ所がもし出たら、すぐにこれは災害に該当しないと、そういったことではなくて、

まずは災害に該当されるのか、されないのか、その辺りの打診はすべきではないかなと思っておりますので、今後そういった対策、何カ所か大きいところ、小さいところもありますので、まずは順位はあると思うんですけれども、まずは全体をみて、災害対応、対策にあげていただきたいと思います。以上、要望いたします。

委員長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 1時27分

委員長（潮平そのみ）

再開します。

休憩前に続き質疑を求めます。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号・平成30年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本決算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、認定第1号・平成30年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第2

認定第2号・平成30年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本決算については、本会議において内容の説明をしておりますので、省略します。



これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を許します。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号・平成30年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本決算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

(起立多数)

起立多数です。したがって、認定第2号・平成30年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第3

認定第3号・平成30年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本決算については、本会議において内容の説明をしておりますので、省略します。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を許します。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号・平成30年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本決算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

(起立多数)

起立多数です。したがって、認定第3号・平成30年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第4

認定第4号・平成30年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本決算については、本会議において内容の説明をしておりますので、省略します。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を許します。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号・平成30年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本決算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、認定第4号・平成30年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第5

認定第5号・平成30年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本決算については、本会議において内容の説明をしておりますので、省略します。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号・平成30年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本決算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、認定第5号・平成30年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第6

認定第6号・平成30年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本決算については、本会議において内容の説明をしておりますので、省略します。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号・平成30年度伊是名村港湾整備事業特別会計

歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本決算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、認定第6号・平成30年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第7

認定第7号・平成30年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本決算については、本会議において内容の説明をしておりますので、省略します。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を許します。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第7号・平成30年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本決算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、認定第7号・平成30年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第8

認定第8号・平成30年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算

の認定についてを議題とします。

本決算については、本会議において内容の説明をしておりますので、省略します。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を許します。質疑ありませんか。9番、東江克伸委員。

9番（東江克伸委員）

昨年の奨学資金、何名の方にお貸ししたんでしょうか。

委員長（潮平そのみ）

教育振興課長、濱里篤君。

教育振興課長（濱里 篤君）

それでは、克伸委員のご質疑にお答えいたします。去年は、4月初は9名です。以上です。

委員長（潮平そのみ）

9番、東江克伸委員。

9番（東江克伸委員）

ちなみに、今年4月から給付型の奨学金があるかと思うんですけども、給付した方いらっしゃるんですか。それもお願いします。

委員長（潮平そのみ）

教育振興課長、濱里篤君。

教育振興課長（濱里 篤君）

それでは、お答えいたします。給付型運用委員会を開きまして大学生1人、給付型決定しております。以上です。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第8号・平成30年度伊是名村育英事業特別会計歳入

歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本決算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、認定第8号・平成30年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

以上で、本委員会に付託された認定第1号から認定第8号までの事件の審査は、全部終了いたしました。

お諮りします。本日決定しました認定第1号から認定第8号までについての委員長報告については、委員長に一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。よって、委員長報告は委員長に一任されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

皆様のご協力により、本日の決算審査特別委員会の日程がスムーズに進行できました。心から厚く御礼申し上げます。

これにて決算審査特別委員会を閉会します。

閉会 (午後1時47分)